

インドでの特許権侵害訴訟における 暫定実施料提供命令

—— 代替的救済手段の確立・発展とその発令要件 ——

今 浦 陽 恵*

- I 標準必須特許に対する差止の制限と暫定支払い命令への期待
- II 暫定実施料提供命令の確立と訴訟戦術の変化がもたらした盛衰
- III 暫定実施料提供命令の発令要件と代替的救済手段としての意義
- IV むすびにかえて

I 標準必須特許に対する差止の制限と暫定支払い命令への期待

1 標準必須特許を巡る利益の衝突

標準必須特許 (Standard Essential Patent、以下「SEP」と言う) は、IoT (Internet of Things: 物のインターネット) に代表される第4次産業革命の進展によって、電機業界に閉じた分野に限らず、自動車産業やサービス、インフラ産業等の幅広い分野に存在しており、今後その重要性が一層増大するとされている¹⁾。

SEP とは、「ある標準に準拠した商品や役務を提供するために実施する必要がある特許²⁾」を指す。標準とは、「関連する人々の間で利益又は利便が公正に得ら

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第21巻第3号 2022年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻博士後期課程1年

- 1) 特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」2頁(2018年6月5日)(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf>、2022年7月12日最終閲覧)。
- 2) 鈴木将文「標準必須特許の権利行使を巡る法的問題」RIETI Discussion Paper Series 15-J-061号5頁((独)経済産業研究所、2015)(<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j061.pdf>、2022年7月12日最終閲覧)。

れるように、統一し、又は単純化する目的で、もの（生産活動の産出物）及びものの以外（組織、責任権限、システム、方法など）について定めた取決め³⁾と定義されている。標準化にはコストダウン効果があり、標準が普及することで市場が拡大し、利用者の利益の保護が期待できる⁴⁾。標準策定時には、様々な技術が提案され、標準化団体で採否が検討される。ある技術が標準として採用されるためには、通常、関連する特許の特許権者が無償又は FRAND 条件での実施許諾⁵⁾の意思を宣言している必要がある。仮に実施許諾を受けられない特許が標準に含まれた場合、その標準の普及が妨げられるからである。よって、SEP に対しては、FRAND 条件での実施料を支払う限り、何人でも実施できるという前提が成立している⁶⁾。

SEP を巡っては、SEP を保有している特許権者（以下、「SEP 保有者」と言う）側と、標準に基づき商品・役務を提供する実施者（以下、「SEP 実施者」と言う）側との利益の衝突が議論になっている。すなわち、ホールドアップという、SEP 実施者の事業が、SEP 保有者からの差止の脅威に直面するという問題と、ホールドアウトという、差止が認められないと見込んで、SEP 実施者が SEP 保有者からのライセンス交渉に誠実に対応しないという問題である⁷⁾。

2 SEP 侵害訴訟における救済の現状

特許権侵害に対する主たる救済は差止と損害賠償である。しかし、SEP 侵害訴訟の世界的趨勢は、ホールドアップの懸念から差止を制限する方向にある。その法理は各国・地域で異なるが、我が国も同様の状況にある⁸⁾。また、損害賠償は、過去の侵害に対する損害の金銭的補償に過ぎず、将来的な実施に対する実施

3) 財団法人日本規格協会「標準化及び関連活動——一般的な用語 JIS Z 8002: 2006 (ISO/IEC Guide 2: 2004)」12 頁 (2006 年 11 月 20 日)。

4) 江藤学編『標準化教本——世界をつなげる標準化の知識』9 頁 (一般財団法人日本規格協会、2016)。

5) 公平、合理的かつ非差別的 (Fair, Reasonable, and Non-Discriminatory) に行う実施許諾。

6) 本稿で言う SEP は、フォーラム標準、デジュール標準に基づき、FRAND 宣言された SEP を意味し、デファクト標準に基づき FRAND 宣言していないものは含まない。

7) 特許庁・前掲注 1) 1 頁。

料を裁定する機能は有していない。したがって、実施料をはじめとする実施契約に関わる諸条件に関する当事者間での紛争は、侵害訴訟が終結した後も継続する。すなわち、現状の SEP 侵害訴訟は、この二つの救済によって、紛争が効果的に解決されているとはいえない。

3 代替的救済手段への期待とインドの暫定実施料提供命令

上述の状況について、Nikolic は、ホールドアップの懸念のみが対処され、ホールドアウトへの対策が殆どないと評し、インドや英国の裁判例に言及しつつ、SEP 侵害訴訟において代替的救済手段の必要性を訴えている⁹⁾。具体的手段として、裁判所が、被告である実施料を支払わない SEP 実施者（以下、「SEP 無権実施者」と言う）に対し、被疑侵害行為の継続を認めつつ、訴訟の冒頭に暫定的な支払い（interim payment）を命じること（以下、この命令を「暫定支払い命令」と言う）を提案した。本手段は、SEP 保有者の利益を確保することによるホールドアウト対策に留まらず、差止の脅威を減じることによるホールドアップ対策としても機能するとしている。

上記で言及されたインドでは、デリー高等裁判所（以下、「デリー高裁」と言う）を中心に、特許権侵害訴訟係属中に暫定実施料の提供を条件に被疑侵害行為の継続を認めるという暫定的救済措置（以下、「暫定実施料提供命令」と言う）を認める判例法理が確立している。インドの裁判所が本判例法理を最初に示したのは、SEP 侵害訴訟事件である PHILIPS 対 BHAGIRATHI 事件であった¹⁰⁾。本事件において、デリー高裁は、2010 年にその暫定措置として、SEP 無権実施者

8) 我が国を含む各国の SEP 侵害訴訟における差止制限については、鈴木・前掲注 2)、等、多数。後述する Nikolic の論文でも、この点を概括している。See *infra* note 9. 我が国では、アップル対サムスン事件（知財高決平成 26 年 5 月 16 日判時 2224 号 146 頁②事件及び知財高決平成 26 年 5 月 16 日（平成 25 年（ラ）10008 号）。）において、知財高裁は、FRAND 宣言された SEP を用いて、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思のある者に対して差止請求権を行使することは、民法第 1 条第 3 項に基づく権利濫用として許されない旨の判断を示した。

9) Igor Nikolic, *Alternative remedies in standard essential patents dispute*, HOOVER IP2 WORKING PAPER SERIES NO.17009, 1 (2017), available at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2973934.

に対し、被疑侵害行為の継続を認める代わりに、暫定実施料の裁判所への供託を命じた¹¹⁾。その後、インドでは暫定措置の一手段として、様々な形で暫定実施料提供命令が発令されている。また、その対象も SEP に留まらず、その他の一般的な特許権侵害訴訟にまで拡張している。

4 研究の目的と先行研究

上記に鑑み、本研究では、インドでの特許権侵害訴訟における暫定実施料提供命令について判決及び学術論文等の分析を行い、同命令の発展の過程及び発令要件を明らかにする。SEP を中心に議論するが、先行研究では検討の射程に入っていない SEP 以外の特許権侵害訴訟一般の事件を検討対象に含める。このことにより、SEP 事件では所与の前提として言及されなかった発令要件を明らかにする。また、本命令を特許権侵害訴訟一般に拡張することの妥当性についても検討する。

インドでの暫定実施料提供命令については、様々な先行研究がなされている。

Nikolic は、同氏が提案する暫定支払い命令として、発令要件として一応有利な事件であることを課す可能性、支払いを直接原告とする可能性について言及する過程でインドの事例について触れている¹²⁾。また、Agarwal は、インドの暫定実施料提供命令について、SEP に関するいくつかの事例と発令要件を略述した上で、本命令について、訴訟中に両当事者の利益が損なわれないための効果的方法であり、インド当局が知的財産権の保護に力を入れていることを示す意味でも大きな役割を果たしている旨述べている¹³⁾。しかし、これらはインドでの暫

10) Bharadwaj & Yoshioka-Kobayashi, *Regulating Standard Essential Patents in Implementer-Oriented Countries: insights from India and Japan*, in MULTI-DIMENSIONAL APPROACHES TOWARDS NEW TECHNOLOGY: INSIGHTS ON INNOVATION, PATENTS AND COMPETITION 185 (Ashish Bharadwaj et al. eds., Springer Singapore, 2018). なお、フランスでは、本命令以前から、特許権侵害事件について同種の救済が提供されている。Pierre VÉRION et Olivier MANDEL, 20 ans d'interdiction provisoire de contrefaçon de brevet d'invention à travers l'analyse de 200 décisions, *Propriété Industrielle - Revue mensuelle LexisNexis JurisClasseur*, 2005, p. 14.

11) See *Koninklijke Philips Electronics N.V. v. Rajesh Bansal & Koninklijke Philips Electronics N.V. v. Bhagirathi Electronics & Ors.*, (2018) 75 PTC 621 para. 13.10.

12) Nikolic, *supra* note 9, at 12.

定実施料提供命令について包括的な分析は行っていない。

一方、Pai は、インドでの特許権侵害訴訟における仮差止について説明した中で、暫定実施料提供命令に触れ、回復不能な損害や利益の比較衡量における裁判所の判断の分析を行っている¹⁴⁾。しかし、どのような場合に侵害行為を予防・停止させる仮差止（以下、「侵害仮差止」¹⁵⁾と言う）に代えて暫定実施料提供命令が発令されるかについては、議論していない¹⁶⁾。

実は、この暫定支払い命令について規定した国際条約が複数存在し、一部は我が国でも既に発効している。すなわち、日 EU 経済連携協定¹⁷⁾及び日英包括的経済連携協定¹⁸⁾では、暫定措置の一つとして、暫定支払い命令を許容する救済が規定されている¹⁹⁾。これは、上記の暫定措置を EU や英国が採用することを我が国が是認するとともに、当該暫定措置を我が国が将来的に採用しうる状況にあることをも意味する²⁰⁾。もはや我が国は暫定支払い命令と無関係ではないのである。

13) Pankhuri Agarwal, *Interim Arrangements: Frequent and Effective in SEP Litigation in India*, SPICYIP (Jan. 5, 2018), <https://spicyip.com/2018/01/interim-arrangements-frequent-and-effective-in-sep-litigation-in-india.html> (last visited Jul. 11, 2022).

14) Yogesh Pai, *Patent Injunction Heuristics in India*, in *PATENT LAW INJUNCTIONS*, 17 (Rafal Sikorski ed., 2019).

15) 後述する通り、暫定実施料提供命令は仮差止 (interim injunction) の一種である。したがって、暫定実施料提供命令を含む広義の差止又は仮差止と区別する意味で、必要に応じ、侵害行為を予防・停止させる狭義の差止又は仮差止を本稿では「侵害差止」又は「侵害仮差止」と言う。

16) この他、インドの暫定実施料提供命令について分析した研究として、実施者の視点から検討した Ashish Bharadwaj & Tohru Yoshioka-Kobayashi, *supra* note 10、実施料率の観点から検討した、J. Gregory Sidak, *Frاند in India: The Delhi High Court's emerging jurisprudence on royalties for standard-essential patents*, 10 (8) JOURNAL OF INTELLECTUAL PROPERTY LAW & PRACTICE 609 (2015) などがある。

17) 第 14 章 (知的財産) の第 C 節 (権利行使) の第一款 (一般規定) の第 14・44 条。

18) 第 14 章 (知的財産) の第 C 節 (権利行使) の第一款 (一般規定) の第 14・49 条。

19) 両協定において、当該規定に係る英文は同一であるが、和訳は若干異なる。発効日の遅い日英包括的経済連携協定の規定は以下の通り。

第 14・49 条 暫定措置及び予防措置

1 各締約国は、自国の司法当局が、申立人の要請に応じて、侵害したと申し立てられた者に対し、中間的な差止命令 ((中略) 又は権利者に対する補償の確保を意図した保証金の提供を知的財産権の申し立てられた侵害の継続の条件とすることを意図するもの) を発することができることを確保する。(後略)

5 本稿の構成

そこで、本稿では、まず、インドでの特許権侵害訴訟における暫定実施料提供命令の確立と発展の過程について述べる。その際、同命令によって得られる救済内容を概観するとともに、判示内容の変化を基に3期に分類し、その要因を探る。(第Ⅱ章)

次に、同命令のインド制定法上の根拠規定及び同命令発令の要件を分析し、同命令発令の法理を明らかにし、代替的救済手段としての意義を論じる。(第Ⅲ章)
最後にこれらの議論を総括し、残された課題について述べる。(第Ⅳ章)

Ⅱ 暫定実施料提供命令の確立と訴訟戦術の変化がもたらした盛衰

本章では、インドでの特許権侵害訴訟において、暫定実施料提供命令が暫定措置の一つとして確立、発展してきた過程を概観する。本命令は、2009年以降、20件超の特許権侵害訴訟で俎上に載せられてきた。そして、その結果は①当事者間の合意に基づく同意命令 (consent order)²¹⁾による発令、②裁判所の裁定による発令、③何らかの理由により発令されていない、という3つに場合分けできる。以下にデリー高裁における審理結果をまとめたものを示す。

表1 暫定実施料提供命令を巡るデリー高裁の審理結果^{*1}

西暦年 ^{*2}	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
①同意命令	2			3								1
②裁定命令					2	1	4			1		
③未発令										5	3	

^{*1}：SpicyIPをはじめとするインド知財に関する報告・報道に基づき事件を抽出の上、デリー高裁が提供するデータベースを基に筆者作成。数字は事件数。暫定実施料提供命令が発令された事件について

- 20) 特許権侵害に基づく仮差止を命じた仮処分に対して、被疑侵害者が所定額の保証を立てることでその取り消しが認められるかが争われた事件として、大阪高判平成4年7月31日裁判所 HP 参照 (平成3年(ウ)1205号)がある。
- 21) インド民事訴訟法典第23オーダー第3規則では、当事者間の合法的合意がなされた場合や被告が原告に補償 (satisfy) した場合、裁判所は当該合意や補償に基づく判決 (decree) を言い渡さなければならない旨規定している。

は、発令日ベースで計上。未発令の事件については出訴日ベースで計上。同一の事件で複数回暫定実施料提供命令が発令された場合には、最初の暫定実施料提供命令のみを計上。

※2：西暦年は下2桁のみ記載。例えば、10は2010年を意味する。

表1の結果から、デリー高裁における本命令の発展過程は、概ね以下の3期に分けることができる。すなわち、2010年から2013年までの第1期（当事者合意期）、2014年から2019年中頃までの第2期（裁判所裁定期）、2019年中頃以降の第3期（停滞期）である。

以下では、代表的な事例を期ごとに紹介した後、各期を分けた要因を分析する。

1 暫定実施料提供命令の確立（第1期）

本命令は、PHILIPSが²²⁾、インド現地の製造業者等をDVDに係るSEPを侵害しているとして提訴した事件を発端とする。このインドで最初の命令が発令された2010年から2013年までの間は第1期（当事者合意期）に位置づけることができる。第1期では、いずれも同意命令により本命令が発令されている。

1-1) PHILIPS 対 BHAGIRATHI 事件

本事件は、インドでの特許権侵害訴訟における暫定実施料提供命令の第1号案件である。2009年にデリー高裁に提起された本事件は、インドでのSEPを巡る特許権侵害訴訟として最初のものである²²⁾。したがって、インドでは、暫定実施料提供命令は、SEP侵害に対して当初から認められていたことになる。

本事件では、被告がDVD規格に係る原告所有の特許を侵害しているとして、2009年5月にデリー高裁に提訴された。同年7月には、現地査察官（Local Commissioner）が任命され²³⁾、被告の在庫・台帳調査が行われ、同年9月には、被告の申請に基づき、被告が50万ルピーを供託することで、在庫4000台の処分を認める命令が発令された²⁴⁾。その後、2010年9月20日にデリー高裁により、

22) *Id.*

23) Koninklijke Philips Electronics N.V. v. Bhagirathi Electronics & Ors., CS (OS) 1082/2009 (Delhi High Court, 06/07/2009).

当事者間の合意に基づく暫定実施料提供命令が発令された。DVD プレイヤー 1 台当たり 45 ルピー²⁵⁾の暫定実施料を裁判所に供託することで、事業の継続を認めるという内容であった²⁶⁾。

1-2) ERICSSON 対 MICROMAX 事件

次に暫定実施料提供命令が発令されたのは、ERICSSON 対 MICROMAX 事件である。原告である ERICSSON は、AMR、3G、EDGE といった、電気通信規格に係る SEP の特許権者である。一方、第 2 被告の MICROMAX はインドの総合電機メーカーである。本事件は、携帯電話等の通信機器に関する SEP に基づいて暫定実施料提供命令が発令された最初の事件である。この後、ERICSSON はデリー高裁に対して一連の SEP 侵害訴訟を提起していくことになる。

本事件では、2013 年 3 月 4 日に訴訟提起され、同年 3 月 6 日に裁判所から一方的差止命令 (ex parte injunction)²⁷⁾が発令されている²⁸⁾。その内容は、税関に対し、被告が侵害疑義物品の輸入をする際、原告にその旨通知し、原告から異議 (objections) があった場合には、2007 年税関知財権執行規則 (輸入)²⁹⁾に基づき

24) Koninklijke Philips Electronics N.V. v. Bhagirathi Electronics & Ors., CS (OS) 1082/2009 (Delhi High Court, 04/09/2009). 本命令を、暫定実施料提供により被疑侵害行為の継続を認めた最初の命令とする解釈も可能であろう。また、在庫の処分を一時的かつ例外的に認めたに過ぎず、係争期間中の被疑侵害行為の継続は認めていないとして、最初の命令としない解釈もできよう。

25) 2010 年当時の為替レートは 1 ルピー ≈ 約 1.9 円。(https://ecodb.net/exchange/inr_jpy.html)

26) 2010 年 9 月 20 日付け命令はデリー高裁のウェブサイト等では入手不可であるため、2018 年 7 月 12 日付け終局判決に基づき記載。なお、本事件は 2018 年に第一審の終局判決が下されている。損害賠償は、提訴後 2010 年 5 月 7 日までは 1 台当たり 3.175USD、同日以降 2015 年 2 月 12 日までは同 1.90 USD であり、50 万ルピーの懲罰賠償も課された。特許の存続期間満了に伴い、差止請求は認められなかった。See Koninklijke Philips Electronics N.V. v. Rajesh Bansal & Koninklijke Philips Electronics N.V. v. Bhagirathi Electronics & Ors., (2018) 75 PTC 621. なお、本事件に加え、同社の社長である Rajesh Bansal 氏を相手取った別訴も提起されており、両事件の暫定実施料提供命令及び終局判決は、併合して判示されている。

27) 一方当事者の申立のみに基づく差止命令。田中英夫編集代表『英米法辞典 (初版)』322 頁 (東京大学出版会、1991)。

28) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Mercury Electronics & Anr., CS (OS) 442/2013 (Delhi High Court, 06/03/2013)。

(認定手続の) 決定をすることを義務付けるものである³⁰⁾。そして、上記命令から2週間後の3月19日に、当事者間の合意に基づき、裁判所から暫定実施料提供命令が発令された。具体的には、MICROMAXは侵害疑義物品が到着した旨税関から通知されてから5営業日以内に裁判所に暫定実施料を供託し、ERICSSONは税関からの通知に対し異議がない旨を税関に表明し、当該物品をMICROMAXに引き渡すという内容であった³¹⁾。

この際に定められた暫定実施料は、各携帯端末の販売価格の1.25%-2%又は2.50USDであった³²⁾。命令文によると、この料率は、両当事者による交渉期間中の2012年に交わされたタームシートに基づくものであり³³⁾、その料率からしてERICSSON側の提示した料率と解される。

またその後、被告は民事訴訟法典³⁴⁾第39オーダー第4規則に基づき³⁵⁾、命令の変更を裁判所に求める中間申請(以下、「変更申請」と言う)を行った³⁶⁾。原

29) The Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007, Gazette of India, pt. II sec. 3 (i) (May 8, 2007).

30) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Mercury Electronics & Anr., CS (OS) 442/2013 (Delhi High Court, 06/03/2013). ただし、本命令は税関に対し、侵害物品に該当すると認定して輸入差止をすることまでは求めている。また、本命令に先立ち、ERICSSONは別のSEP事件(Telefonaktiebolaget LM v. Kingtech Electronics (INDIA) & Ors., CS (OS) 68/2012, IA 497/2012 (u/O 39 R-1 and 2 CPC) and IA 498/2012 (for exemption) (Delhi High Court, 29/01/2013))において、共同被告であった税関の申出を裁判所が拘束する形で、同旨の命令を得ていた。

31) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Mercury Electronics & Anr., CS (OS) 442/2013 (Delhi High Court, 19/03/2013).

32) *Id.*

33) *Id.*

34) The Code of Civil Procedure, 1908, No. 5 of 1908.

35) 仮差止命令に不満のある当事者の申請により、仮差止命令の解除、変更、撤回を求めることができる旨規定されている。一方的差止命令に対しては、「重要事項に関して虚偽又は誤解を招くような陳述を申請者が故意に行い、一方的差止命令が認められた場合には、差止命令を取り消さなければならない (shall vacate) (正義のためにそれが不必要な場合を除く)」との義務規定が置かれている。一方、口頭審理を経て発令された場合の解除の対象は、「状況の変化により必要となった場合や、当該命令が当事者に多大な困難をもたらしたと裁判所が確信した場合」に限定されている。

36) 遅くとも2013年4月22日にはこの中間申請 (IA. 4694/2013) がなされている。See Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Mercury Electronics & Anr., CS (OS) 442/2013 and I.As. 3825/2013, 3827/2013, 3831/2013, 4694/2013, 5811/2013 (Delhi High Court, 22/04/2013).

告は、裁判所の求めに応じて、計26の契約書を提出し³⁷⁾、その結果、当初の命令と比較して半額程度の暫定実施料に両当事者が合意し、2014年11月12日に改めて暫定実施料提供命令が発令された³⁸⁾。また、当該暫定実施料の提供については、原告に直接支払うこと、原告は同額を保証金 (Surety Bond) として高裁に供託することが命じられた³⁹⁾。

1-3) ERICSSON 対 GIONEE 事件

ERICSSON は、中国企業の GIONEE との事件においても、暫定実施料提供命令を得ている。本事件は、特許権者が、SEP を巡る国際紛争の訴訟地の一つとしてインドを選択肢に含める端緒となった事例である。また、本事件は、暫定実施料の提供先が、裁判所ではなく原告とされた最初の事例でもある。

この事件においては、デリー高裁への提訴の翌日である2013年10月22日に暫定的命令 (interim order) が発令されている⁴⁰⁾。そして、その9日後の10月31日には、当事者間の合意に基づいて、上記暫定的命令が変更され、暫定実施料提供命令が発令されている⁴¹⁾。本命令では、将来の実施に係る暫定実施料の被告による預託 (deposit)、税関における侵害疑義物品の原告による開放という、1-2) ERICSSON 対 MICROMAX 事件での合意内容に加え、過去の実施分の売上に対する暫定実施料を原告に預託することも合意されている⁴²⁾。

本命令は、基本的に当事者間の合意を裁判所が認容したものであるが、暫定実施料の預け先については、当事者間の争いを裁判所が裁定している。すなわち、

37) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Mercury Electronics & Anr., (2015) 61 PTC 351 para. 1.

38) *Id.* para. 2-4.

39) *Id.* para. 7.

40) 2013年10月22日付け命令はデリー高裁のウェブサイト等では入手不可であるため、2013年10月31日付け命令に基づき記載。FRAND 契約の交渉が進展しない場合、原告は22日付け命令の復活を求めることができる旨判示されており、侵害仮差止を認める内容であったと推察される。See Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Gionee Communication Equipment Co. Ltd. & Anr., CS (OS) 2010/2013 (Delhi High Court, 31/10/2013) para 3.

41) *Id.* para. 5.

42) *Id.*

被告側が、裁判所に預けることを主張したのに対し、裁判所は、原告側の主張を採用し、原告が国有銀行に利息付きの定期預金として保管する等の条件を付した上で、原告に預託することを認めた⁴³⁾。

1-4) VRINGO 対 ZTE (携帯端末) 事件

2013 年には、さらにもう 1 件、当事者間の合意に基づく暫定実施料提供命令が発令されている。本事件も通信端末を巡る SEP 事件であり、被告は中国を本拠地とする多国籍企業 ZTE である。本事件でも、訴訟提起直後に一方的侵害仮差止命令が発令された⁴⁴⁾後、その 1 月後に、当事者間の合意により、5000 万ルピーの銀行保証の裁判所への供託 (2500 万ルピーの銀行保証及び 2500 万ルピーの担保 (security) でも可) で被告の事業継続を認める命令が発令されている⁴⁵⁾。

小括

以上の通り、第 1 期である当事者合意期において、同意命令により暫定実施料提供命令が発令されている状況を確認した。また、暫定実施料の預託先として、裁判所への供託に加え、原告への直接支払いも認められた。そして、この間に、被告はインド企業から多国籍企業にまで拡大し、インドが SEP に係る国際紛争の訴訟地の一つに位置づけられるに至っている。

2 暫定実施料提供命令の発展 (第 2 期)

第 2 期に相当する 2014 年から 2019 年中頃までの間は、当事者は同意命令でなく、法廷での判断を求めて争うようになった。また、SEP 侵害訴訟に限定され

43) *Id.* paras. 6-7. なお、前述の 1-2) ERICSSON 対 MICROMAX 事件で、被告からの命令の変更を求める中間申請 (変更申請) が受け入れられた後、本命令は控訴され、両当事者間の合意に基づき、暫定実施料を引き下げた新たな暫定実施料提供命令が発令されている。See Gionee Communication Equipment Co. Ltd. & Anr. v. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL), FAO (OS) 574/2015 (Delhi High Court, 19/10/2015).

44) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Xu Dejun & Ors., CS (OS) 2168/2013 (Delhi High Court, 08/11/2013).

45) Xu Dejun & Ors. v. Vringo Infrastructure Inc. & Anr., FAO (OS) 573/2013, CAV. 1141/2013, C.M. APPL. 19754/2013 and 19755/2013 (Delhi High Court, 12/12/2013).

ていた本命令は、SEP 以外の特許権侵害訴訟でも発令されるに至った。

2. 1 SEP 侵害訴訟での発展

第2期では、第1期に引き続き携帯電話関連事業を巡り、ERICSSON、VRINGO、DOLBY といった SEP 保有者が、インド企業や多国籍企業を訴え、暫定実施料提供命令を得ている。

2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件

本事件が⁴⁶⁾、暫定実施料の提供を裁判所が裁定した最初の事例である。本事件は携帯電話の基地局を対象とする特許に基づいて提起された。2014年1月31日に訴訟提起され、同年2月3日に一方的侵害仮差止命令が出された⁴⁶⁾。本命令は、原告の申立のみに基づいて発令されたため、同命令発令後に、侵害仮差止等を求める中間申請 (Interlocutory Application) に対する審理が両当事者出席の下で行われ、同年8月5日に、侵害仮差止の要件を満たしていないとして、2月3日付命令は無効とされた⁴⁷⁾。その際、裁判所が他の特定の指示を発令することで原告の利益を十分に保護できる場合には侵害仮差止を拒否できる旨⁴⁸⁾言及した上で、上記1-4) VRINGO 対 ZTE (携帯端末) 事件において指示された暫定実施料提供命令を準用することで原告の利益は十分に保護されるとして、暫定実施料提供命令が発令された⁴⁹⁾。

2-2) ERICSSON 対 XIAOMI 事件

本事件は、格安スマートフォンメーカーとして中国国内でシェアを拡大し、2014年7月にインドに参入した XIAOMI に対して、ERICSSON から提起された事件である。

46) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., CS (OS) 314/2014 (Delhi High Court, 02/03/2014).

47) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437.

48) *Id.* para. 37.

49) *Id.* para. 42.

本事件は、2014 年 12 月 5 日に訴訟提起され、侵害仮差止等を求める中間申請に基づき、同年 12 月 8 日に一方的侵害仮差止命令が発令され⁵⁰⁾、被告が控訴した。控訴審では、被告の製品に使用されている半導体チップは、QUALCOMM 社（以下、「Q 社」と言う）製であり、Q 社は原告との実施契約に基づく実施権を有しているため、被告が Q 社の半導体チップを搭載した機器に 3G 技術を実装することは侵害に当たらない⁵¹⁾旨、被告が主張した。被告のこの主張が受け入れられ、同年 12 月 16 日、被告に対して、Q 社のチップを用いている端末に限り輸入・販売を認めるとともに、輸入された端末 1 台につき 100 ルピーを裁判所に供託することを命じた⁵²⁾。

上記控訴審の命令は緊急暫定命令 (pro tem interim order)⁵³⁾であったため、その後、第一審法廷において中間申請についてさらに議論された。その中では、原告が Q 社との契約を有することを裁判所に秘匿していたことが争点となった。その結果、原告の上記秘匿が、「一方的命令を求める当事者は、その求める一方的差止の目的に関連する全ての証拠を開示する高い義務がある」というインドの確立した法理に反するとされた⁵⁴⁾。そして、2016 年 4 月 22 日の命令により、8 つの係争特許の内、原告と Q 社との契約でカバーされている CDMA (3G) に関連する 2 つの特許に関する限りにおいて、2014 年 12 月 8 日の一方的差止命令が破棄された⁵⁵⁾。ただし、2016 年 4 月 22 日の命令は、2014 年 12 月 16 日に控訴審が命じた緊急暫定命令について言及せず、当該命令に基づく暫定実施料提供命令は継続した。この結果、2016 年 8 月 8 日に実施料率を変更した形で両当事者の合意に基づく暫定実施料提供命令が改めて発令された⁵⁶⁾。

50) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Xiaomi Technology & Ors., CS (OS) 3775/2014 (Delhi High Court, 08/12/2014).

51) Xiaomi Technology & Anr. v. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) & Anr., (2015) 61 PTC 282 para. 6. 換言すれば、実施権者である Q 社製の半導体チップにかかる ERICSSON の特許権は、XIAOMI が半導体チップを購入した段階で消尽した旨の主張。

52) *Id.* para. 13.

53) ad-interim order (暫定的な差止命令の付与に関する原則を考慮した上で、当事者の意見を聴取した後に発令しなければならない) とは異なる。

54) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Xiaomi Technology & Ors., (2016) 66 PTC 487 para. 26.

55) *Id.*

2-3) ERICSSON 対 INTEX 事件

本事件は、一方的差止命令等の暫定命令が発令されない中で、法廷において当事者間の主張が交わされた後に、裁判所が暫定実施料提供命令を認めた最初の事例である。

本事件は、2014年4月15日に訴訟提起された。被告が利害関係通告(Caveat)⁵⁷⁾を申請していたため、一方的差止命令の申請は認容されず、裁判所で実体的な審理が行われ、提訴から約1年後の2015年3月13日に暫定実施料提供命令が発令された⁵⁸⁾。

本事件においては、訴訟提起日以降の実施分に対して暫定実施料を提供すること⁵⁹⁾を条件に事業継続を認めるとともに、被告が暫定実施料提供を懈怠した場合には、侵害仮差止がなされるとの判断が示された⁶⁰⁾。

2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件

本事件は、インドの主要携帯機器メーカーであるLAVA社を被告とする訴訟である。

本事件は、2015年3月19日に提訴がなされ、2016年6月10日付判決によっ

56) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Xiaomi Technology & Ors., CS (COMM) 434/2016 (Delhi High Court, 08/08/2016).

57) ある問題について利害関係を有する者が、裁判所、裁判官、行政官等に対してその問題について自分に通知なしに手続が進められることがないように申し出ておくこと。(田中編代・前掲注27) 130頁) 一方的差止命令は往々にして被告への通知なしに認められる(BLACK'S LAW DICTIONARY 1603 (Bryan A. Garner eds., 9th ed. 2009)) が、利害関係通告をすることで、被告への事前通知なしに一方的差止命令が発令されることは無くなる。本事件の両当事者は、訴訟に先立ち契約交渉を行っていた。その間、原告は被告のインド同業他社を次々に提訴しており、被告が通知なしに一方的差止命令が発令されることを免れるために利害関係通告を申請したと推察される。

58) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Intex Technologies (INDIA) Limited, (2015) 62 PTC 90.

59) Reddy は、これを「過去の行為」に対して審理を経ずに命じる損害賠償であるとして非難する。Prashant Reddy, 'Interim damages' in FRAND patent litigation: When did that become a thing?, SPICYIP (Apr. 3, 2015), <https://spicyip.com/2015/04/guest-post-interim-damages-in-frand-patent-litigation-when-did-that-become-a-thing.html> (last visited Jul. 11, 2022).

60) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Intex Technologies (INDIA) Limited, (2015) 62 PTC 90 paras. 161-162.

て侵害仮差止等を求める中間申請に対する判決 (judgement) が下された⁶¹⁾。同判決によると、この間に和解交渉が行われ、一旦被告側が3億ルピーを預託することを申し出たものの、原告が5億ルピー (半分を原告に支払い、半分を裁判所に供託) を求めたため交渉は決裂し、被告はいかなる金額の預託をも拒否するとの立場に転じていた⁶²⁾。このため、中間申請に対する審理が行われ、裁判所は、原告の主張を採用し、被告に対し、侵害仮差止⁶³⁾を命じた。ただし、この侵害仮差止命令は6月21日から発効するとし、6月20日までに5億ルピーの担保を被告が裁判所に供託した場合には、侵害仮差止命令が停止されるとの条件を付した⁶⁴⁾。さらに、被告には本訴訟の最終判決が下されるまでの間、四半期ごとに会計報告を提出し続けるよう命じ、被告側の理由で本事件の最終口頭弁論 (final hearing) が遅れた場合には、原告はさらなる供託の申請を行うことができるとされた⁶⁵⁾。

2-5) その他の事件

上記の他、DOLBY が音声コーディング規格に準拠した携帯端末等に対する5件の侵害訴訟を提起している。いずれも2016年10月19日の提訴翌日に一方的侵害仮差止命令が発令された⁶⁶⁾後、これを不服とした3件で暫定実施料提供命令が発令された⁶⁷⁾。他の2件では、2017年3月⁶⁸⁾及び5月⁶⁹⁾にグローバル特許ライセンス契約を結んで和解が成立している。

2013年以降、ERICSSON は第1期及び第2期に亘り、デリー高裁に対し計6件のSEP侵害訴訟を提起し、上述の通り計5件において暫定実施料提供命令を

61) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596.

62) *Id.* para. 1.

63) *Id.* para. 114.

64) *Id.* para. 115.

65) *Id.*

66) Dolby International AB & Anr. v. Gdn Enterprises Private Limited & Ors., Dolby International AB & Anr. v. Das Telecom Private Limited & Ors., Dolby International AB & Anr. v. Mitashi Edutainment Pvt. Ltd., Dolby International AB & Anr. v. Shreejee Tradelinks & Anr., and Dolby International AB & Anr. v. Universal Digital Connect Limited & Ors., CS (COMM) 1425-29/2016 (Delhi High Court, 20/10/2016).

得てきた。そして、残る1件であるERICSSON対iBall事件では、被告がFRAND契約を開始するための何らの措置も講じておらず、関心も示していないとして、暫定実施料提供命令ではなく、侵害仮差止命令が発令された⁷⁰⁾。そして、その発令から約1年半後に両者がグローバル特許ライセンス契約を締結し訴訟が終結している⁷¹⁾。

2. 2 非SEP侵害訴訟への拡大

2019年には非SEP侵害訴訟⁷²⁾においても、本命令が発令されるに至る。以下では、その第1号案件となった事件について概説する。

2-6) CCA対ACE TECHNOLOGIES事件

本事件は、原告であり、携帯電話基地局で用いる製品の製造・販売等を行うカナダ企業のCOMMUNICATION COMPONENTS ANTENNAが、韓国アンテナメーカーであるACE TECHNOLOGIESらに対し、携帯電話等の通信サービスに用いられるアンテナ技術⁷³⁾に係る特許権侵害の停止を求めた事件である。

本事件は、2018年10月31日に提訴され、11月2日に販売を禁じる一方的侵

67) Dolby International AB & Anr. v. Gdn Enterprises Private Limited & Ors. and Dolby International AB & Anr. v. Das Telecom Private Limited & Ors., CS (COMM) 1425/2016 & CS (COMM) 1426/2016 (Delhi High Court, 27/10/2016), and Dolby International AB & Anr. v. Universal Digital Connect Limited & Ors., CS (COMM) 1429/2016 (Delhi High Court, 17/11/2016).

68) Dolby International AB & Anr. v. Mitashi Edutainment Pvt. Ltd, CS (COMM) 1427/2016 & IAs 12927/2016 (u/O XXXIX R-1&2 CPC) & 14501/2016 (u/S 151 CPC) (Delhi High Court, 22/03/2017).

69) Dolby International AB & Anr. v. Shreejee Tradelinks & Anr., CS (COMM) 1428/2016, IA 12934/2016 (under Order XXXIX Rules 1&2 CPC) & IA 14491/2016 (under Section 151 CPC) (Delhi High Court, 01/05/2017).

70) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. M/s Best IT World (INDIA) Private Limited (iBall), 2015 SCC OnLine Del 11684.

71) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. M/s Best IT World (INDIA) Private Limited (iBall), CS (OS) 2501/2015 (Delhi High Court, 29/10/2015).

72) Communication Components Antenna Inc. v. Ace Technologies Corp. & Ors., CS (COMM) 1222/2018 (Delhi High Court, 02/11/2018) para. 9.

73) *Id.* paras. 9 and 11.

害仮差止命令が発令された⁷⁴⁾。その後、両当事者の尋問を経て、2019年7月12日に暫定実施料提供命令が発令された⁷⁵⁾。同命令は、提訴前の行為に対し4億ルピー、提訴後の行為について1.45億ルピーの銀行保証の供託を求めるもので、これらは販売額の10%に相当する額であった。そして、1月以内にこの指示に従わない場合には、侵害疑義物品の製造、販売、販売の申し出を禁止するとされた⁷⁶⁾。その際、裁判所は、原告が当該特許を実施許諾する意思があり、被告が単に先延ばしにしていた (have merely procrastinated) 場合には、侵害仮差止に条件を課しうる⁷⁷⁾として、暫定実施料提供命令発令の要件を明らかにした。

第一審であるデリー高裁 (単独法廷 (Single Bench)) が下した上記命令は、被告によってデリー高裁 (合議法廷 (Division Bench)) に控訴⁷⁸⁾された。同年8月8日、控訴審は、デリー高裁の別訴において、本件訴訟の係争特許の有効性が詳細に議論されており、当該別訴の判決を待つべきであったという控訴人 (被告) の主張を認め、第一審の判決を停止 (stay) した⁷⁹⁾。他方で、控訴審は、被告に対し、原告が最終的に勝訴したときの利益をどのように保証するか尋ね、被告の申告に従い、5.45億ルピーの企業保証を裁判所に提出するよう命じた⁸⁰⁾。

上記控訴審の命令に対し、特許権者である被控訴人 (原告) は、最高裁に特別許可申請 (Special Leave Petition)⁸¹⁾を行った。そして、同年9月20日、最高裁は、単独法廷が下した暫定的命令に対して、合議法廷が干渉する必要性は全くないとした⁸²⁾。

74) *Id.* para. 15. ただし、受注済みの製品は、インドに輸入可能とした。

75) *Communication Components Antenna Inc. v. Ace Technologies Corp. & Ors.*, (2019) 79 PTC 270.

76) *Id.* para. 82.

77) *Id.* para. 77.

78) デリー高裁を含む一部の高裁は、訴願などの所定の条件を満たす事件に対して第一審管轄権を有する。通常、第一審は単独法廷と呼ばれる1名の裁判官からなる法廷で審理される。また第一審の判断に不服がある場合の控訴審は、同高裁内の別の法廷で行われ、これを裁判所内控訴 (intra-court appeal) と言う。通常、控訴審は合議法廷と呼ばれる2名の裁判官からなる法廷で審理される。

79) *Ace Technologies Corp. & Ors. v. Communication Components Antenna Inc.*, FAO (OS) (COMM) 186/2019, CAV 783/2019 & CM APPLs. 35213-35215/2019 (Delhi High Court, 08/08/2019) para 9.

80) *Id.* para. 13.

小括

以上みてきた通り、第2期では、SEP侵害訴訟を中心に、暫定実施料提供命令が裁判所の裁定により積極的に発令された。また、2019年には、非SEP侵害訴訟においても同命令が発令され、最高裁によっては是認されるに至った。

SEP侵害訴訟では、被告側が積極的に争ったが、ほぼすべての事件において、暫定実施料提供命令が認められた。その多くで一方的侵害仮差止命令が出され、その後、被告からの控訴や変更申請等によって、暫定実施料提供により事業継続を確保した形となっている。また、発令の形態には、仮差止として暫定実施料提供のみが課されるもの、暫定実施料提供を懈怠した場合に侵害仮差止が発動する旨言及したもの、侵害仮差止を命じ、その停止条件として暫定実施料提供を課したものなど、状況に応じて多様性がみられた。

また、提訴されることを予想した被疑侵害者が、通知なしに一方的差止命令が発令されることを免れるために利害関係通告を申請するなど、事前交渉が前提となるSEP侵害訴訟の特性を生かして、ホールドアウト戦略に訴訟手続を組み込んだ事例がみられた⁸³⁾。

3 暫定実施料提供命令の停滞（第3期）

2019年中期以降の第3期では第2期から一転して、暫定実施料提供命令が発令される機会が激減した。

81) インド憲法136条に基づき最高裁に申請可能な手続き。最高裁は、職権によりいかなる裁判所、審判廷(Tribunal)(軍関係を除く)の判決に対しても上訴を認める特別許可を与えることができる。命令(order)に対し、裁判への通常の上訴が認められていない場合や、憲法や他の法規の規定によって最高裁への救済が規定されていない場合に、通常用いられる。最高裁における特別許可申請の審理において特別許可が認められると、特別許可申請は、通常の上訴に変更され、裁判所の民事上訴(Civil Appeal)又は刑事上訴(Criminal Appeal)の場で詳細が審理される。

82) Communication Components Antenna Inc. v. Ace Technologies Corp. & Ors., SLP (C) 21938/2019 (Supreme Court, 20/09/2019).

83) Chopra は、ホールドアウト行為は、裁判所で争うことと組み合わせて行われるとし、その争点として、SEPの有効性と必須性を挙げている。Sheetal Chopra et al., *The Relevance of Standardization in a Future Competitive India and the Role of Policy Makers, Antitrust Authorities and Courts to promote it*, in MULTI-DIMENSIONAL APPROACHES TOWARDS NEW TECHNOLOGY: INSIGHTS ON INNOVATION, *supra* note 10, at 52.

3-1) PHILIPS 対 ONEPLUS 事件

原告である PHILIPS は、3G 及び 4G にかかる 5 件の SEP に基づき、OPPO 傘下の中国のスマートフォンメーカーである ONEPLUS 及びそのインド子会社らを提訴した。

本事件は、2019 年 10 月 14 日に提訴され、同 16 日に原告のみで尋問が行われたが、この際には、一方的侵害仮差止命令は発令されなかった⁸⁴⁾。その後、原告側は、被告が提供する暫定実施料の確定のために、必要であれば第三者との契約を裁判所に提出する旨を表明した⁸⁵⁾。しかし、両当事者は、原告が提出する実施契約の数や、秘密保持クラブ (confidentiality club)⁸⁶⁾の構成員について約 1 年をかけて争った。裁判所は、2020 年 12 月 16 日に、被告として受け入れ可能な臨時合意案を次回口頭審理 (hearing) 時に提出するよう被告に命じた⁸⁷⁾が、被告はその後遅延戦略を続け、本稿執筆時点の 2022 年 6 月末において、暫定実施料提供命令は発令されていない。

3-2) INTERDIGITAL 対 XIAOMI 事件

本事件は 3G 及び 4G 規格に準拠する携帯電話端末に関する SEP 侵害訴訟である⁸⁸⁾。本事件は、2020 年 7 月 29 日に提訴され、8 月 4 日に両当事者出席のもと、最初の口頭審理が行われた⁸⁹⁾。その際、原告は中間申請決定の前に秘密保持クラブの設立を求めた⁹⁰⁾。裁判所は「議論の本質が非常に技術的な面を含む」と

84) Koninklijke Philips N.V. v. Oplus Mobitech India Pvt. Ltd. & Ors., CS (COMM) 574/2019 (Delhi High Court, 16/10/2019).

85) Koninklijke Philips N.V. v. Oplus Mobitech India Pvt. Ltd. & Ors., CS (COMM) 574/2019 & I.A. 14318/2019 (u/O XXXIX R 1&2 CPC), I.A. 16604/2019 (u/O VIII R 1 CPC by D) (Delhi High Court, 19/12/2019) para. 2.

86) 訴訟当事者が機密性を有する文書 / 情報に依拠することを希望する場合に、当該文書 / 情報への限定的な開示を許可するために裁判所が構成するもの。デリー高裁では、商事事件を対象に、2018 年デリー高裁 (第一審) 規則 (Delhi High Court (Original side) Rules, 2018) で成文化された。

87) Koninklijke Philips N.V. v. Oplus Mobitech India Pvt. Ltd. & Ors., CS (COMM) 574/2019, I.A. 2514/2020, 10835/2020, 14318/2019 & 12146/2020 (Delhi High Court, 16/12/2020) para. 3.

88) Interdigital Technology Corporation & Ors. v. Xiaomi Corporation & Ors., I.A. 8772/2020 in CS (COMM) 295/2020 (Delhi High Court, 09/10/2020) para. 6.

して、被告の反論提出を求めたため、第1回口頭審理における仮差止命令の発令は見送られた⁹¹⁾。また、被告 XIAOMI は、中国の武漢市中級人民法院において訴訟差止命令 (anti-suit injunction)⁹²⁾を9月23日に得た⁹³⁾。原告によると、これは、原告によるインド訴訟の訴訟追行の停止を求めるとともに、懈怠した場合には1日当たり1000万ルピーの提供を求めるものであった⁹⁴⁾。原告はこれに対し、当該訴訟差止命令の差止である反訴訟差止命令 (anti anti-suit injunction) をデリー高裁に求めた⁹⁵⁾。上記の結果、本事件では、両当事者は秘密保持クラブの構成や中国の裁判所が下した訴訟差止命令によってインド訴訟を継続できるかについて争った。そして、2021年11月15日、暫定実施料提供命令が発令されないまま、和解により終結した⁹⁶⁾。

3-3) PHILIPS 対 VIVO 事件

PHILIPS は電気通信規格に関連する5件のインド特許を根拠に中国の携帯端末メーカーである VIVO らを提訴した。2020年9月18日の第1回口頭審理において、原告は暫定実施料としてハンドセット1つ当たり約1USDの提供を求め⁹⁷⁾、両当事者は秘密保持クラブの設立を希望した⁹⁸⁾。その後、両当事者の合

89) Interdigital Technology Corporation & Ors. v. Xiaomi Corporation & Ors., CS (COMM) 295/2020 and I.As. 6440-6445/2020 (Delhi High Court, 04/08/2020).

90) *Id.* para. 2 in I.A. 6441/2020 (U/Chapter 7 Rule 17 of DHC Original Side Rules) in CS (COMM) 295/2020.

91) *Id.* paras. 2 and 3 in I.A. 6440/2020 (U/Order XXXIX Rule 1 and 2 C.P.C.).

92) 訴訟当事者に対し、同一当事者・同一争点で、他の関連する訴訟を提起することを禁止する差止命令。(Garner eds., *supra* note 57, at 855.)

93) Interdigital Technology Corporation & Ors. v. Xiaomi Corporation & Ors., I.A. 8772/2020 in CS (COMM) 295/2020 (Delhi High Court, 30/09/2020) para. 2.

94) *Id.* para. 6. ただし、武漢市中級人民法院の判決 (Xiaomi v. Inter Digital (2020) E 01 Zhi Min Chu 169 No 1.) では、1日あたり100万元 (著者注: 2020年9月当時のレートで143万ルピー) の提供を求めている。

95) *Id.* para. 2.

96) Interdigital Technology Corporation & Ors. v. Xiaomi Corporation & Ors., I.A. 8772/2020 in CS (COMM) 295/2020 (Delhi High Court, 15/11/2021)

97) Koninklijke Philips N.V. v. Vivo Mobile Communication Co. Ltd. & Ors., CS (COMM) 383/2020 & I.A. 8251-59/2020 (Delhi High Court, 18/09/2020) para. 4.8.

98) *Id.* paras. 5.2 and 5.3.

意に基づき、被告がインド国内に持つ所定の不動産及びその構造物に対し、訴訟中は抵当権等いかなる第三者の権利も設定しないという命令が下された⁹⁹⁾。

3-4) PHILIPS 対 XIAOMI 事件

本事件では、2020 年 11 月 11 日に PHILIPS が XIAOMI を提訴した。仮差止を求める原告の中間申請に対し、被告は同年 11 月 27 日の口頭審理において、次回口頭審理までにインドの銀行口座に 100 億ルピーを保持する旨表明した¹⁰⁰⁾。これを受け、同年 12 月 8 日、裁判所は被告に対し、いかなる時点においても同額を保持するよう命じた¹⁰¹⁾。その後、被告は、銀行口座に前記の額を維持することは、財務上困窮に陥るとして、同命令の撤回又は代替手段として前記と同額の銀行保証を提供する暫定実施料提供命令への変更を求めた¹⁰²⁾。裁判所は、銀行口座に同額を維持することは、銀行により 2021 年 7 月 31 日までしか保証されておらず、原告の権利を保護するに十分でないとして、同額の銀行保証を裁判所に提出するよう命じた¹⁰³⁾。本事件は、第 3 期において暫定実施料提供命令が命じられた唯一の事例である。

小括

以上みてきた通り、第 2 期から一転して、第 3 期では、暫定実施料提供命令が発令される機会が激減した。

第 3 期では、秘密保持クラブや訴訟差止命令など、第 2 期では無かった論点が出てきている。さらに、不動産の抵当権等の設定の自制や銀行口座における所定

99) Koninklijke Philips N.V. v. Vivo Mobile Communication Co. Ltd. & Ors., CS (COMM) 383/2020 & I.A. 8251, 8258, 8259, 9620, 10545/2020 (Delhi High Court, 17/11/2020).

100) Koninklijke Philips N.V. v. Xiaomi Inc. & Ors., CS (COMM) 502/2020, I.A. 10600/2020, 10713/2020, 10714/2020, 10716/2020, 10717/2020, 10718/2020, 10719/2020 (Delhi High Court, 27/11/2020) paras. 2 and 3 in I.A. 10600/2020.

101) Koninklijke Philips N.V. v. Xiaomi Inc. & Ors., CS (COMM) 502/2020 & I.A. 7191-7192/2021 (Delhi High Court, 08/12/2020) para. 6.

102) Koninklijke Philips N.V. v. Xiaomi Inc. & Ors., CS (COMM) 502/2020, I.A. 11376/2020 & 10718/2020 (Delhi High Court, 03/06/2021).

103) *Id.*

金額の維持等、被告側が暫定実施料提供に代わる代替手段を提案し、裁判所がそれを是認する状況がみられた。

4 各期に分けた要因分析と今後の展望

上記の通り、暫定実施料提供命令は、2009年に開始されたSEP紛争を中心に十余年の間にデリー高裁を中心に、3期に大別できる形で確立、盛衰を遂げてきた。本節では、各期に分かれた要因を分析し、今後の展望について述べる。

4.1 実施料率の低廉化を求めて裁判所裁定期へ

第1期（当事者合意期）から第2期（裁判所裁定期）に移行した要因は、第1期における暫定実施料の料率が、特許権者の利益にかなひ、被疑侵害者にとってはビジネス上の負の影響が大きかったことが挙げられる。

すなわち、第1期では当事者間で暫定合意がなされていたが、これは、侵害仮差止命令やそれに類似の命令が発令中であることを背景とした原告側の強い交渉力に基づくものであった。被告側としては、侵害仮差止の状態を免れ事業継続は確保できたものの、提供する暫定実施料が高額であるが故にビジネス活動を圧迫され¹⁰⁴⁾、法廷で争う道を選ぶようになった結果、第2期に移行したと考えられる¹⁰⁵⁾。

4.2 判例の蓄積と訴訟戦術の変化がもたらした停滞期

それでは、第2期（裁判所裁定期）から第3期（停滞期）に移行した要因は何であろうか。それは、裁判所の判断の蓄積により、本命令によって得られる救済

104) 例えば、1-2) ERICSSON 対 MICROMAX 事件での暫定実施料提供命令により、同社は毎月1億ルピーの支出が必要となり、最終判決が中間命令を支持した場合、コスト面での優位性を大幅に損ない、国内企業の低価格ビジネス戦略を減退させる可能性があるとの業界幹部の発言が報告されている。Shamnad Basheer, *FRAND-ly Injunctions from India: Has Ex Parte Become the "Standard"?*, SPICYIP (Dec. 9, 2014), <https://spicyip.com/2014/12/frand-ly-injunctions-from-india-has-ex-parte-become-the-standard.html> (last visited Jul. 11, 2022).

105) 例えば、1-2) ERICSSON 対 MICROMAX 事件、1-3) ERICSSON 対 GIONEE 事件、2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件。

内容や発令のための要件が徐々に明確化され、当事者の訴訟戦術の変化をもたらしたことに起因する。より具体的には、(1) 特許権者による一方的侵害仮差止命令の申請の自重に起因する発令機会の喪失、(2) 被疑侵害者による代替手段の採用、(3) 新たな争点の出現に基づく審理停滞、の3つに整理できる。

(1) 特許権者による一方的侵害仮差止の申請の自重に起因する発令機会の喪失

第2期では、多くの事例において、一方的侵害仮差止やそれに類似する命令発令後に、それを変更する形で暫定実施料提供命令が発令されてきた。しかし、第3期に入り、原告は、仮差止を求める中間申請に併せて秘密保持クラブの設立を求め、一方的侵害仮差止を求めなくなった。これは、2-2) ERICSSON 対 XIAOMI 事件において、一方的侵害仮差止の発令に求められる要素として、その申請時に原告がチップメーカーとの実施契約を開示すべき旨、裁判所が求めたことがその理由であろう。一般に守秘義務がある契約書を第三者に開示しない形で裁判所に提出するためには、被告側も関与する守秘義務クラブを構成する必要がある。そして、その場合、もはや一方的手続とはならないのである。この結果、原告が一方的侵害仮差止命令の発令を申請しないため、同命令は発令されなくなった。このことにより、被告が一方的侵害仮差止命令に対する対抗策として控訴や変更申請等を行う機会がなくなり、これらの結果として発令されてきた暫定実施料提供命令は、発令の機会を喪失することとなった。

(2) 被疑侵害者による代替手段の採用

第3期に入り、被疑侵害者は、不動産に対する第三者の権利設定の自制や銀行口座における所定金額の維持を裁判所に提案することで、暫定実施料提供命令を回避してきた。これは、第2期において暫定実施料提供命令によって給付すべき救済の内容が明らかになった結果、被疑侵害者が、救済内容に関する要件を満足しつつ、自身には負担の少ない代替手段を、暫定実施料提供命令の発令に先んじて講じたものと考えられる¹⁰⁶⁾。

106) 暫定実施料提供命令の発令要件については、第3章で検討する。

(3) 新たな争点の出現に基づく審理停滞

秘密保持クラブや訴訟差止命令など、第2期では無かった争点が第3期になって出現してきた事も影響している。これらの新たな争点は、必ずしも暫定実施料提供命令の発令それ自体を否定するものではない。しかし、その審理に相応の時間を費やしており、現状では暫定実施料提供命令の発令に至っていない。

4. 3 インド全土及び医薬品特許への拡大の可能性

現状、デリー高裁では、暫定実施料提供命令は以前ほど頻発される状況にはない。しかし、特許権者からは引き続き同命令の発令が申請されている状況にある。また、被疑侵害者から暫定実施料提供命令¹⁰⁷⁾や、その暫定実施料の減額¹⁰⁸⁾を請求した事件があることから、本命令は被疑侵害者にとっても一定の需要があると解される。してみると、本命令は両当事者に一定の需要があることから、新たな争点について判断を明らかにしつつ、引き続き活用され、発展していくものと言える。

また、ここまで、デリー高裁管轄地域での事件を見てきたが、2021年4月29日には、マドラス高裁でも暫定実施料提供命令が発令されている¹⁰⁹⁾。この事件は、腎機能増強薬にかかる組成物特許に対する特許権侵害訴訟であり、同年4月1日に発令された侵害仮差止命令¹¹⁰⁾に対する控訴審において発令され、これに不服を唱える特許権者から最高裁に対して特別許可申請がなされている。このことから、本命令は、今後デリー高裁以外の他の高裁管轄地域、通信機器を越え医薬品にまで広く適用されていく可能性もある。

107) 例えば、2-5) その他の事件で言及した DOLBY を原告とする 3 つの事件や、3-4) PHILIPS 対 XIAOMI 事件。

108) 例えば、1-2) ERICSSON 対 MICROMAX 事件。

109) Centaur Pharmaceuticals Pvt. Ltd. v. La Renon Health Care Pvt. Ltd., OA/1082/2019, A/9645/2019 & A/282 & 1616/2020 in CS/684/2019 (Madras High Court, 01/04/2021).

110) Centaur Pharmaceuticals Pvt. Ltd. v. La Renon Health Care Pvt. Ltd., OSA/178, 179 & 180/2021 & CMP 8088, 8082 & 8100/2021 (Madras High Court, 29/04/2021).

Ⅲ 暫定実施料提供命令の発令要件と代替的救済手段としての意義

本章では、インドにおける暫定実施料提供命令について、その根拠となる制定法との関係を確認するとともに、発令要件を判決及び命令等を基に分析する。また、その結果を踏まえ、本命令の代替的救済手段としての意義についても論じる。

本命令が依拠する制定法は、インド 1908 年民事訴訟法典である。ただし、同法典には暫定実施料提供命令に関する明文規定はなく、裁判所における個別事例を通じて本命令は発展してきた。そして、以下で詳述する通り、原則として、同法典に基づく暫定措置を命じるための 3 要件を満たす場合であって、さらに特定の要件を満たす場合に、本命令を命じうる。

以下では、第 1 節でインドの法体系における暫定実施料提供命令の位置づけを確認した後、第 2 節で暫定実施料提供命令発令の際に、仮差止命令の発令の際に普遍的に求められる 3 要件がどのように判断されているか、第 3 節で暫定実施料提供命令の発令のために付加的に求められる要件は何かについて、それぞれ確認する。その上で、第 4 節で本命令の暫定的救済手段としての意義を分析する。

1 インドの法体系における暫定実施料提供命令の位置づけ

1. 1 特許法と民事訴訟法典との関係

インド特許法第 108 条は、侵害に対する訴訟上の救済を以下の通り規定している。

第 108 条 侵害に対する訴訟上の救済

(1)侵害に関するあらゆる訴訟において裁判所が認めうる救済には、差止（裁判所が適当と考える条件があれば、それに従う）及び、原告の選択により損害賠償又は不当利得返還を含む。

本条と仮差止を含む差止一般の関係について、Pai は、大要以下の通り分析する。「本条は、差止に対する何らの制限も規定しておらず、差止を認容又は否定する状況そのものを定義していない。このことから、裁判所は 2 段階の裁量権を

有している。一段階目が、差止を認めるか否かであり、2段階目が、差止を認めるとして、条件を課すか否かである。つまり、特許法は、差止命令による救済を制定法で認めているが、裁判所には、救済手段を調整する十分な裁量権が与えられている。この結果、裁判所は、衡平法の原理を適用して救済措置を設けることとなった。ただし、特許法自体には、その裁量の指針となるものはほとんどない。排除型救済における裁量権の多くは、1963年特別救済法及び1908年民事訴訟法典の文脈において発展してきた判例法の法理に基づいている。』¹¹¹⁾

第Ⅱ章において、暫定実施料提供命令の類型には、仮差止として暫定実施料提供のみが課されるもの、暫定実施料提供を懈怠した場合に侵害仮差止が発動する旨言及したもの、侵害仮差止を命じ、その停止条件として暫定実施料提供を課したものがあつた旨述べた。上記の特許法の規定が仮差止にも適用されることに鑑みると、前2者は、仮差止命令の一種として、後者は、侵害仮差止命令に付される条件として位置づけられる。そして、いずれの場合も広義の仮差止に該当し、上記した仮差止を認めるための判例法の法理に基づく必要がある。そこで、以下では、特に、暫定実施料提供命令の申請の際にその根拠条文として挙げられる1908年民事訴訟法典の関連規定について検討する。

1. 2 民事訴訟法典の規定

インド民事訴訟法典は、インドにおける民事訴訟手続きを定めた法律¹¹²⁾である。同法典第94条(c)及び(e)では、正義の目的が損なわれるのを防ぐために、仮差止命令及び裁判所が正当かつ便宜的と考えるその他の中間命令(interlocutory order)の形で、暫定的な救済を与える権限を裁判所に与えている。そして、第39オーダーは、仮差止命令及び中間命令について規定しており、その第1—5規則は特に仮差止命令について規定している¹¹³⁾。

111) Pai, *supra* note 14, at 10.

112) 香川孝三「インドの法制度」『アジア諸国の法制度(改訂版)』289頁(アジア経済研究所、1982)。

113) 裁判所は、第39オーダーに該当しない場合にも、仮差止命令を与えることができる。すなわち、民事訴訟法典第151条には、民事訴訟法典の諸規程によって限定されることのない固有の権限(inherent power)を裁判所が留保する旨が規定されている。

第1規則では、仮差止命令が認容されうる事件として三類型を限定列举している。その一つが、係争対象の財産が浪費や損傷される危険性があること等が宣誓供述書によって証明された場合であり、特許権侵害訴訟における侵害仮差止命令や暫定実施料提供命令はこの類型を根拠にする。

次に、第2規則では、特に違反行為の再発、継続を禁止する仮差止命令について規定している。(1)では、請求の趣旨が契約違反やその他の損害の発生の禁止を求める訴訟であれば、損害賠償請求の有無に関わらず、原告は同様の契約違反もしくは損害を発生させないようにするための一時的な差止命令を申請できる。特許権侵害訴訟における侵害仮差止や暫定実施料提供命令は、この規定に基づく救済を得ることができる。特に暫定実施料提供命令は、被告による暫定実施料の提供を上記の「損害を発生させないようにするため」と解釈できる。(2)では、仮差止命令に対し、裁判所が適切と考える条件を付けることができる旨規定している¹¹⁴⁾。暫定実施料提供命令を侵害仮差止命令に付される条件にできるインド民事訴訟法典上の法的根拠はここにみることができる。

また、第4規則では、仮差止命令の解除、変更、撤回 (set aside) について規定している。被疑侵害者が、侵害仮差止命令に代えて暫定実施料提供命令を求める場合や、暫定実施料提供命令における暫定実施料の額等の内容の変更を求める場合には、この規則を根拠に申請がなされる¹¹⁵⁾。

1. 3 判例法で確立された仮差止命令の発令要件

1. 1で述べた通り、制定法は特許権侵害事件の場合に仮差止を認める権限を裁判所に与えているが、実際の事件において仮差止を認めるか否かについては、裁判所は、衡平法の原理を適用している。そして、M/S Gujarat Pottling Co. Ltd. v. The Coca Cola Co. 事件¹¹⁶⁾をはじめとするインド最高裁の複数の判決の積み重ねにより、この仮差止命令の是非を判断する3つの普遍的要件が、一応有

114) 仮差止命令の期間や口座の維持、担保 (security) の提供が例示されている。

115) この他、第2A規則では命令に不服従の場合の制裁、第3規則では命令前に口頭審理を行う原則、第3A規則では一方的差止命令が発令された場合の申請に対する最終処理期間、第5規則では法人に対する命令がその構成員をも拘束する旨を各々規定している。

116) M/S Gujarat Pottling Co. Ltd. & Ors. v. The Coca Cola Co. & Ors., (1995) AIR 2372.

利な事件 (prima facie case)、回復不能な損害 (irreparable injury)、利益の比較衡量 (balance of convenience) であることが確立している¹¹⁷⁾。

2 仮差止命令を発令する普遍的要件

特許権侵害訴訟における暫定実施料提供命令は、仮差止命令の一種又は侵害仮差止命令に付される条件として位置づけられることから、原則として、仮差止命令を認めるための上記普遍的3要件の充足が求められる。以下では、デリー高裁管轄下で同命令について争われた事件を中心に、上記3要件がどのように判断されたかについて、各々みていく。

2-A) 一応有利な事件

ア) 一般原則

一応有利な事件であることは、仮差止など衡平法上の救済を認める際に原告が示すべき事項であり、「事実審理者（著者注：すなわち裁判所）が問題となっている事実を推論し、当事者に有利な決定を下すことを可能にするために、当事者による十分な証拠が提出されること」¹¹⁸⁾とされている。

一応有利な事件であることを示すため、インドの特許権侵害訴訟で、原告はどの程度の立証が求められるのか。Pai は、インドの裁判所は、判例により3つの異なる基準を適用している¹¹⁹⁾と説明する。暫定実施料提供命令については、以下イ) ウ) で後述する通り、宣誓供述書による証明という最も高いレベルの立証を求めている¹²⁰⁾。

また、インドの裁判所において、どのような事件であれば一応有利な事件を構

117) Pai, *supra* note 14, at 13.

118) Garner eds., *supra* note 57, at 1610.

119) すなわち、以下の3つのレベル。

〈レベル1〉裁かれるべき重大な問題が存在すること、及び事件が軽薄又は煩雑でないことの証明のみを原告に要求：英国貴族院が示した基準。

〈レベル2〉救済を受ける権利を有することの立証を原告に要求：英国貴族院が示した基準より厳しい。原告は、訴訟が自身に有利であることを裁判所に納得させる必要がある。

〈レベル3〉宣誓供述書によって証明することを原告に要求：裁判所は弁論と記録された文書を分析した上で決定できる。Pai, *supra* note 14, at 14.

成すると判断されるのであろうか。Pai は、この点は明確に定まっていないとしている¹²¹⁾。

イ) 暫定実施料提供命令に関する事件での争点

そこで、暫定実施料提供命令について争われた事件における争点とその判断をみていくこととする。裁判所の裁定によって初めて暫定実施料提供命令を発令した 2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件において、特許権侵害を疎明するために必要な要素として、以下の 3 点が言及されている¹²²⁾。

- i) 原告がインド特許の所有者であること
- ii) 原告の特許が有効であること
- iii) 原告の特許が被告によって侵害されたこと

また、2-3) ERICSSON 対 INTEX 事件や 2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件では、SEP 侵害訴訟において付加的に求められる要素として以下を挙げた。

- iv) 被告が unwilling licensee であること
- 以下では、上記 i) ～ iv) の点について各々確認する。

i) 原告がインド特許の所有者であること

インドで権利行使する以上、原告はインド特許を所有し、同特許に基づく主張立証をする必要がある。暫定実施料提供命令が申請された事件でこの点が実体的に争われたことはない。

ii) 原告の特許が有効であること

インドでは、特許権に対する有効性の推定は働かない¹²³⁾。ただし、過去の判

120) Pai は、レベル 3 について、最高裁が示した「仮差止命令の段階でミニトライアルを行うことは適切ではない」とする見解に反しているとして非難する。Pai, *supra* note 14, at 15.

121) Pai, *supra* note 14, at 14.

122) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437, paras. 21-22.

例¹²⁴⁾において、①特許の有効性が以前の訴訟で立証済の場合、②特許が古くから存在し、その享受が中断されていない場合、③特許の有効性が争点となっていない場合、のいずれかの場合には有効と一応認められる。その中でも特に、①②が最も有力な証拠とされている¹²⁵⁾。

暫定実施料提供命令について争われた事件では、被告が係争特許の有効性に異議を唱えてこれを争うケースがある。これに対し裁判所は、被告が唱えた異議が「有力な異議」に該当するか否かによって判断を下している。例えば、2014年に提起された2-3) ERICSSON 対 INTEX 事件では、被告は2008年12月に係争特許に基づく警告を受けていたが、知的財産審判委員会 (IPAB) に提起した無効審判請求は、原告が第三者に対して権利行使を開始した後¹²⁶⁾になって漸くなされたという理由から、被告が係争特許に対して「有力な異議」を唱えたとは言えないとされた¹²⁷⁾。また、原告は、被告による反訴 (counterclaim) に対しても、特許権が有効であることを示さなければならない¹²⁸⁾。2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件では、反訴の一つである無効の抗弁が「有力な異議」と認められるかが争われた。被告は、専門家の宣誓供述書に基づき、係争特許に対して無効の抗弁を行ったが、当該宣誓供述書は原告によって反対尋問された (cross examined) ため、「有力な異議」とは認められなかった¹²⁹⁾。

123) 特許局による特許権付与は、特許の有効性を保証せず、高裁で争うことができる旨インド最高裁によって判示されている。Biswanath Prasad Radhey Shyam v. Hindustan Metal Industries, 1982 AIR 1444. また、同旨は特許法第113条(4)にも規定されている。See Pai, *supra* note 14, at 14.

124) Sandeep Jaidka v. Mukesh Mittal & Anr., (2014) 5 HCC (Del) 715.

125) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437 para. 23.

126) 命令において明示された2被告に対しては、2013年3月及び10月にそれぞれ訴訟提起。

127) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Intex Technologies (INDIA) Limited, (2015) 62 PTC 90 para. 106.

128) Pai, *supra* note 14, at 16.

129) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 para. 9

iii) 原告の特許が被告によって侵害されたこと

侵害を疎明するためには、原告は、被疑侵害者が係争特許に包含される技術を使用していることを示さなければならない¹³⁰⁾。これは、通常、特許請求の範囲に記載された発明と侵害疑義物品との対比により行われる。

一方、暫定実施料提供命令に係る事件の場合、SEP 侵害訴訟である 2-3) ERICSSON 対 INTEX 事件や 2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件においては、2G、3G などの標準規格に準拠しているとされる機器には、SEP である係争特許が必然的に含まれる¹³¹⁾として、①係争特許が標準規格に対応している SEP である旨、②侵害疑義物品が上記標準規格に準拠している旨、の 2 点を原告が示すことにより、被告による侵害を間接的に疎明することを、裁判所は認めた¹³²⁾。そして、①については、標準規格の技術仕様書 (technical specification) と係争特許との対応関係を示すクレームチャートを示した上で、それを裏付ける専門家による宣誓供述書を提出することにより、②については、侵害疑義物品が当該標準規格に準拠していることを宣誓供述書¹³³⁾に裏付けられた試験報告書により実証することにより、被告の侵害行為が一応疎明された¹³⁴⁾。

iv) (SEP 侵害訴訟の場合に) 被告が unwilling licensee であること

SEP 侵害訴訟において、willing licensee に対しては差止を認めず、そうでない者すなわち unwilling licensee に対してはその余地があるというのは世界の趨

130) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart InterMesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437 para. 22.

131) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 para. 39. インド電気通信省は、ETSI をはじめとする様々な標準設定機関が策定した標準規格を正式に認めている。

132) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Intex Technologies (INDIA) Limited, (2015) 62 PTC 90 para. 135 and Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 paras. 76, 77, 84 and 85.

133) 専門家でなく、原告代表者によるもので十分であるとされた。Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Intex Technologies (INDIA) Limited, (2015) 62 PTC 90 para. 135.

134) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 para. 39.

勢である¹³⁵⁾。インドにおいても、広義の仮差止に包含される侵害仮差止及び暫定実施料提供命令に対しては、被告が unwilling licensee であることが求められる。2-3) ERICSSON 対 INTEX 事件において、被告による特許無効の抗弁によって係争特許の無効が宣告されない限り、FRAND 契約を開始する意思のない被告による特許の侵害は許されない¹³⁶⁾として、暫定実施料提供が命じられ、懈怠した場合には侵害仮差止とするとされた。さらに、2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件では、以下の通り示され、侵害仮差止を命じつつ、所定の金額を預託することで侵害仮差止命令が停止されるとの条件を付した¹³⁷⁾。

私の考えでは、特許が一応侵害されていると判断され、信頼できる抗弁が確立されなければ、当事者が消極的または意思がなく (reluctant or unwilling) 薄弱な理由で実施契約の締結を意図的に避けている場合は、標準必須特許の事件でも仮差止命令が下されるべきである¹³⁸⁾。

それでは、willing licensee と unwilling licensee とはどのように峻別されるのであろうか。例えば、2-3) ERICSSON 対 INTEX 事件では、被告について、「金銭的利益を得るために、原告との交渉中不誠実な態度をとり続け、様々な紛争解決フォーラムに臨み、矛盾する証言さえ行った」¹³⁹⁾とされ、2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件では、「当事者間の交渉における被告の行動に誠実さがみら

135) Nikolic, *supra* note 9, at 1.

136) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Intex Technologies (INDIA) Limited, (2015) 62 PTC 90 para. 147.

137) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 para. 115.

138) *Id.* para. 109. 本判決では、unwilling licensee に仮差止命令を認容する根拠として、他の同様の立場にある者は、原告への実施料支払い、裁判所への供託を行っているという背景を確認した上で、第1に実施料を支払わずに事業を行うことで、第2に法廷でのFRAND判断を遅らせることで、市場で不当な優位性を得ている点を挙げている。ただし、これらは暫定実施料提供命令を命じることで解消する事項であり、暫定実施料提供命令でなく、侵害仮差止命令の発令が必要であるとする根拠としては薄弱であると言わざるを得ない。

139) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Intex Technologies (INDIA) Limited, (2015) 62 PTC 90 para. 148.

れないことから、被告に積極的な兆候はなく、unwilling licensee であると一応考えられる」¹⁴⁰⁾とされた。このことから、willing licensee として認められるためには、SEP 実施者には交渉中の態度及び行動に誠実さが求められる。しかし、SEP 侵害訴訟において被告が willing licensee であると認められた事例はなく、どのような行動が誠実／不誠実と判断されるかも不明であり、事例の蓄積が待たれる¹⁴¹⁾。

また、仮差止として、暫定実施料提供を命じるか否かは、第3節で後述する、暫定実施料提供を課すための付加的要件を満たすか否かによる。

2-B) 回復不能な損害

ア) 一般原則

英米法の概念である「回復不能な損害」とは、裁判所が差止命令を認めない場合、原告に回復不能な損害が生じることを言う。これは、コモン・ローの救済方法である損害賠償 (damages) によっては十分に修復・回復・填補されえない性質の損失あるいは被害のことであって、差止命令など衡平法上の救済が認められる前提となる¹⁴²⁾。

インドでの回復不能な損害については、インド最高裁によって以下のように判示されている。

さらに、裁判所が干渉しない場合に救済を求める当事者に回復不能な損害が生じること、差止命令を出す以外に当事者が利用できる救済手段がなく、懸念される損害または不法占有の結果から当事者を保護する必要があることを満足しなければならない。ただし、回復不能な損害とは、その損害を修復する現実的な (physical) 可能性がないことではなく、単に、その損害が重

140) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 para. 72.

141) 欧州では、HUAWEI 対 ZTE 事件によって、SEP 保有者と SEP 実施者との間の誠実交渉義務に関する具体的指針が示されている (Huawei Technologies Co. Ltd. v. ZTE Corp. and ZTE Deutschland GmbH, 2015 C.M.L.R. 14.)。

142) 田中編代・前掲注 27) 472 頁。

大でなければならないことを意味する。それはすなわち、損害賠償によって十分に補償できないものである¹⁴³⁾。(下線は筆者による)

イ) 暫定実施料提供命令に関する事件での争点

大半の暫定実施料提供命令の対象となっている SEP 侵害訴訟について考えると、特許権者は FRAND 条件での実施契約の意思を宣言しており、損害賠償によって被疑侵害者の実施料相当分を相殺できれば、「損害賠償によって十分に補償できない」損害は被らない、すなわち、回復不能な損害は生じないのではないかという疑問が生じる¹⁴⁴⁾。そこで、以下では、本論点について検討する。

2-2) ERICSSON 対 XIAOMI 事件では、緊急命令ではあるが、「被控訴人（原告）に与える不利な影響は金銭面である」¹⁴⁵⁾とした。

そして、後続の 2-3) ERICSSON 対 INTEX 事件、2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件で、裁判所は各々以下の通り判示した。

回復不能な損害に関しては、万が一、被告が FRAND 契約を締結しなかったり、実施料を支払わなかったりした場合、実施料を支払っている世界的に有名な企業である他の 100 社の実施権者に影響を与えることになる¹⁴⁶⁾。

暫定的命令が発令されない場合や、被告が原告と FRAND 契約を締結する準備ができていない場合、他の実施権者も被告と同じ立場を取るであろう。被告の競合であり、原告から実施権を取得済みの SAMSUNG が、同様に異

143) Dalpat Kumar & Anr. v. Prahlad Singh & Ors., (1992) 1 SCC 719.

144) 実際、2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件では、裁判所は、「回復不能な損害とは、金銭によって相殺できない損害である。逆に金銭で計算でき、又は金銭によって適切に相殺できる損害は、回復不能な損害とは言えない」と判示している。Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437 para. 36.

145) Xiaomi Technology & Anr. v. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) & Anr., (2015) 61 PTC 282 para. 12.

146) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Intex Technologies (INDIA) Limited, (2015) 62 PTC 90 para. 159.

議を唱える可能性があり、携帯電話市場全体が乱される。この状況下で、原告は回復不能な損害を被る¹⁴⁷⁾。

これらを併せ読むと、インド司法は、原告が被る損害が金銭面のみであっても、被告のみならず、他の多数の実施権者が支払いを拒否する可能性が認められる場合には、回復不能な損害を被ると認定していると言える。

なぜこのような場合には、回復不能な損害を被ると言えるのか。ここで、原告が被告に請求できる損害賠償について検討すると、それは被告による侵害行為に基づく損害に限られる。つまり、被告の行動に誘発された、他の多数の実施権者による実施料の不払いという損失は、当該実施権者によって賠償されるべき性質のものであり、本件訴訟の被告には請求できない。すなわち、被告の損害賠償によって十分に補償できない、回復不能な損害なのである。

ウ) 暫定実施料提供による回復不能な損害の回避

暫定実施料の提供は、侵害仮差止の代替として十分な救済を与えているのだろうか。

2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件では、被告が暫定実施料を提供することで、原告の利益が十分に保護されるため、侵害仮差止命令が無効となった場合にも、原告は回復不能な損害を被らないと判示された¹⁴⁸⁾。本判示について検討するに、被告が暫定実施料を提供することで、被告自身の侵害行為により被る直接の損害から原告は十分に保護され、また、他の実施権者による不払い行為の誘発も防止できるであろう。

以上述べたことから、特許権侵害訴訟において、暫定実施料提供命令によって、原告の回復不能な損害を回避しうる場合があることが理論上説明できることが理解されよう。

147) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 para. 111.

148) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437 para. 42.

2-C) 利益の比較衡量

ア) 一般原則

英米法の概念である「利益の比較衡量」とは、「仮に原告の申立を認めた中間的差止命令が最終的に誤りだった場合に被告が被る不利益と、仮に原告の申立を退けた判断が誤りだった場合に原告が被る不利益とを比較衡量して、不利益の小さい方を選択する」¹⁴⁹⁾ことを意味する。そして、イギリス貴族院は、American Cyanamid v. Ethicon 事件¹⁵⁰⁾において、いずれの当事者が勝訴する可能性が高いかは原則として判断すべきでないと判示している¹⁵¹⁾。

本要件について、インドでは、各事案の事実と状況に応じて多くの要素を考慮しなければならない¹⁵²⁾とされている。

イ) 暫定実施料提供命令に関する事件での争点

2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件では、原告が立証すべき利益の比較衡量として、以下3点が考慮された。

- i) 原告はインドで特許を使用しているか
- ii) 原告は重要な事実を隠すことなく、清廉潔白な手で法廷に臨んでいるか
- iii) 法廷に臨む際に遅延があったか¹⁵³⁾

以下では、上記 i) ～ iii) の点について各々みていく。

i) 原告はインドで特許を使用しているか

インドでの特許権侵害訴訟において差止請求をする際、原告はインドでの特許の使用を疎明することが通常求められる¹⁵⁴⁾。

暫定実施料提供命令が発令された事件の大半を占める SEP 侵害訴訟の場合、原告自身がインドで特許を実施していない場合があり、その際、実施権者による

149) 溜箭将之『英米民事訴訟法』61頁(東京大学出版会、2016)。

150) American Cyanamid Co. v. Ethicon Ltd. [1975] A.C. 396.

151) 溜箭・前掲注149) 61頁。

152) Pai, *supra* note 14, at 18.

153) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437 para. 28.

実施が特許の使用 (use) に該当するかが問題となる。2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件において、原告は、非 SEP 侵害訴訟である N.R.D. Corporation of India v. D.C. & G. Mills Co. 事件¹⁵⁵⁾に基づき、実施権者の実施に依拠して自身の特許の使用を主張した¹⁵⁶⁾が、裁判所はこの主張を採用しなかった。

しかし、これをもって、実施権者による実施が、特許権者の特許の使用に該当しないと一般化するのは早計である。裁判所がこの主張を採用しなかった理由は、時機に遅れた攻撃防御であったため¹⁵⁷⁾である。このことに鑑みると、SEP 特許に係る実施権者の実施行為を特許権者による特許の使用としない合理的理由はなく、適時に主張を行えば、一般の特許権侵害訴訟と同様に認められるであろう¹⁵⁸⁾。

ii) 原告は重要な事実を隠すことなく、清廉潔白な手で法廷に臨んでいるか

本要件は、インド最高裁の「仮差止は衡平法上の救済であり、そのような救済

154) 2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件では、デリー高裁の合議法廷が出した2つの判決が引用されている (Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437 para. 30.)。一つは、インド特許を有する外国人がインドで当該特許を使用し続けず、それによってインドの市場や経済に深刻な影響を与えている場合、衡平法上、仮差止を求めることができないとした、Franz Xaver Huemer v. New Yash Engineers 事件 (Franz Xaver Huemer v. New Yash Engineers, AIR 1997 Delhi 79.) であり、もう一つは、特許権者が当該特許を使用している場合、特許権侵害が立証されると、特許権者に差止命令を受ける権利がないと被告が主張することは許されないとした、Telemecanique & Controls (I) Limited v. Schneider Electric Industries SA 事件 (Telemecanique & Controls (I) Limited v. Schneider Electric Industries SA, 2002 (24) PTC 632 (Del.).)。

155) National Research and Development Corporation of India v. Delhi Cloth and General Mills Co. Ltd., AIR 1980 Delhi 132.

156) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437 para. 32.

157) *Id.* paras. 33-34.

158) 実際、上記暫定的命令に対する控訴審では、上記判断が手続き上の確立された法理に依拠した一応の見解に基づくものであることが強調され、今後の手続きで同主張の実体的審理が可能である旨述べられている (Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. ZTE Corporation & Ors., FAO (OS) 369/2014 (Delhi High Court, 13/08/2014) para. 17.)。ただし、本事件は、本争点について裁判所の実体的な見解が下される前に、和解によって訴訟が終結している (Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., CS (OS) 314/2014 (Delhi High Court, 22/01/2016).)。

を与える裁量は、原告の行為に非難の余地がなく、原告が清らかな手で法廷に臨む場合にのみ行使される」¹⁵⁹⁾との指摘を基礎としている¹⁶⁰⁾。

暫定実施料提供命令に係る事件における本要件の論点としては、①原告は裁判所に重要な事実を隠蔽していないかと、②原告は被告に対し侵害訴訟提起前に通知を行ったかという二点がある。

① 原告は裁判所に重要な事実を隠蔽していないか

2-2) ERICSSON 対 XIAOMI 事件では、特許権者がチップメーカーとの契約を裁判所に提出しなかったことが、「重要な事実の隠蔽」に当たるかが争点となった。被告 XIAOMI は、訴外 Q 社製の半導体チップを用いている旨、当該チップは少なくとも CDMA 技術に対して特許権者である原告と Q 社との実施契約に基づき正当に実施許諾されたものであり、被告の携帯電話端末は非侵害である旨、原告が上記実施契約の事実を裁判所に開示しなかったために暫定的命令が出された旨主張した¹⁶¹⁾。一方、原告 ERICSSON は、原告と Q 社との実施契約は、今回の紛争の裁定には重要ではなく、無関係である¹⁶²⁾旨主張した。さらに、原告は、原告と Q 社との間の契約の一部として被告が提出した資料¹⁶³⁾は、被告が係争特許の侵害の責めを負わないことを示唆していない¹⁶⁴⁾旨、被告のデバイスは、AMR/2G/EDGE にも対応したマルチモードデバイスであるため、他の標準に係る特許を依然侵害している¹⁶⁵⁾旨も主張した。そして、原告と Q 社の契約は、被告が係争特許の責めを負わないことを示唆していないという点につき、Q 社から原告に宛てた電子メールを証拠として提出した¹⁶⁶⁾が、原告と Q 社との実施契

159) Seema Arshad Zaheer & Ors. v. Municipal Corporation of Greater Mumbai & Ors., 5 SCC 263 (Ind. Sup. Ct. 2006).

160) Pai, *supra* note 14, at 14.

161) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Xiaomi Technology & Ors., (2016) 66 PTC 487 para. 7.

162) *Id.* para. 19.

163) *Id.* para. 7.

164) *Id.* para. 20.

165) *Id.*

166) *Id.*

約は提出しなかった。これに対し、裁判所は、原告の主張を証明するためには原告とQ社との実施契約が決定的であり、原告にはこれを一方的仮差止命令の申請中に提出する責任があったとして、この原告の主張を認めず、被告に課されていた一方的仮差止命令は一部無効となった¹⁶⁷⁾。

この結果、特許権者が一方的仮差止命令を得るためには、侵害疑義物品の部品の製造業者との実施契約を一方的仮差止命令の申請中に提出しなければならないとなった。このことが、第Ⅱ章第4節4.2で述べた通り、特許権者が一方的侵害差止の申請を自重する契機となったと推察される。

② 原告は被告に対し侵害訴訟提起前に通知を行ったか

2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件において、デリー高裁は、「特許権の存在とその侵害について事前に通知することは、被告が原告との実施契約の作成を一貫して遅らせている場合には、原告に有利に働く」¹⁶⁸⁾と判示した。

ここで、「被告が原告との実施契約の作成を一貫して遅らせている場合には（下線は著者による）」との条件に鑑みると、原告がこの要件を満足するには、単に1回警告状を送るだけでは不十分であり、所定期間にわたる複数回の働きかけが求められるであろう。また、原告が被告と実施契約を結ぶ用意があることが前提条件として必要であり、原告が被疑侵害行為の停止を求め実施契約を望まない場合には、満足できない要素であることは留意が必要である。

iii) 法廷に臨む際に遅延があったか

本論点は、インドでの特許訴訟でしばしば提起される問題である。Narayananは、「原告の責めに帰する裁判所への申請の遅延は、正式事実審理（trial）での原告の権利を制約しないが、暫定的救済の許可には致命的である。しかし、被告が十分早期に警告を受けていた場合には、遅延は致命的ではない。重要なのは遅

167) *Id.* para. 26.

168) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 para. 105. また、この判断は商標権や著作権とは逆であるとし、その理由として特許権が20年という限定された期間に認められるものであることを挙げた。

延それ自体の長さではなく、その遅延が、申請された差止を許可することを不当とせしめる態様であったか否かである。」¹⁶⁹⁾と述べている。

暫定実施料提供命令にかかる事件においては、①被告は原告との実施契約の作成を一貫して遅らせていないかと、②原告は被告の侵害行為を長期間放置していなかったかという、二つの論点が争われている。

① 被告は原告との実施契約の作成を一貫して遅らせていないか

上記 ii) ②で述べた通り、2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件において、特許権の存在とその侵害について事前に通知することは、被告が原告との実施契約の作成を一貫して遅らせている場合には、原告に有利に働く¹⁷⁰⁾とされた。より具体的には、デリー高裁は、「特許の通知¹⁷¹⁾を受けていた被告は、時間のロスによる利益を得るべきではない」¹⁷²⁾とした。そして、その際、「商標権における遅延に関する先例は特許事件には適用すべきでない」¹⁷³⁾として、その理由を以下のように述べた。

商標権は永久的であり、特許権は有限である。特許が付与されるまでには、数年、ほぼ8～10年かかる。特許は、付与されて初めて権利行使できる。そのため、特許が付与された時点で、特許権の寿命の50～60%しか残っていない。その後、交渉に4～5年を費やすと、特許の保護期間はわずか5年ほどになる¹⁷⁴⁾。

その上で、「世界中で登録され、100以上の契約によって世界的プレイヤーに実施許諾されているSEPの場合、特許権の即時行使が保護され実践されるべき

169) P. NARAYANAN, INTELLECTUAL PROPERTY LAW, 93 (2d ed. 1997).

170) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 para. 105.

171) いわゆる、特許権侵害の警告。

172) *Id.* para. 109.

173) *Id.* para. 107.

174) *Id.* para. 108.

である」¹⁷⁵⁾とした。

本判断の理由には、インドにおいて特許審査に長期間を要している実情が考慮されている¹⁷⁶⁾。また、商標の場合、登録前であっても詐称通用 (passing off) による救済を得ることができる¹⁷⁷⁾。このように、特許権と商標権とでは、保護期間、権利付与までに要する期間、登録前の権利行使の可否といった相違があり、これらが本争点に係る判断を異ならせる要因となった。また、本判断は、行政当局の審査遅延という裁判所の範疇にない事由により被る原告の不利益を、裁判所の裁量である暫定的救済という利益でバランスをとったものと言える。

② 原告は被告の侵害行為を長期間放置していなかったか

被疑侵害者による侵害の事実を知りつつ原告がそれを長期間放置した場合、侵害仮差止の場合には、被告有利となる。2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件では、侵害仮差止命令は認められなかった¹⁷⁸⁾。本事件は、2014 年に提訴されたが、原告側は 2002 年に被告の侵害の事実を知り、2006 年に特許が登録されたにも関わらず、警告の通知を行ったのは 2012 年であり¹⁷⁹⁾、この間侵害行為を放置していた。控訴審において、デリー高裁合議法廷は、以下の通り判示した。

簡潔に言えば、この見解の特徴は、被告がある活動を長く続けている場合には、被告に対して差止命令を出すべきではないということである。原告がある状況を長期間放置していた場合、非常に強い性質の疎明がなされない限り、その中止は保証されないというのが定説である¹⁸⁰⁾。

175) *Id.* para. 109.

176) *Id.* para. 108.

177) 宮永栄監修『インド商標実務の解説 (初版)』193 頁 [Rahul Chaudhry = 安原亜湖] (発明推進協会、2013)。第 II 章第 2 節 2-5) で紹介した ERICSSON 対 iBall 事件でも、侵害仮差止を認める理由として、特許に対しては詐称通用を利用できない旨が言及されている。Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. M/s Best IT World (INDIA) Private Limited (iBall), 2015 SCC OnLine Del 11684, para. 24.

178) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart InterMesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437.

179) *Id.* para. 11 and 29.

一方、本事件では、暫定実施料提供は命じられている。このことから、原告が被告の侵害行為を長期間放置した場合には、侵害仮差止に対して被告有利として考慮される一方、暫定実施料提供に対しては被告有利とはされないという、相違が存在することが確認された¹⁸¹⁾。

3 暫定実施料提供を課すための付加的要件

暫定実施料提供命令は、原則として第2節で述べた仮差止命令を発令するための普遍的な要件を満たした上で、更に一定の要件を満たす場合に発令されている。第3節では、この暫定実施料提供命令に特有の付加的要件についてみていく。

3.1 付加的要件の基準

本要件につき、裁判所が裁定により初めて暫定実施料提供命令を発令した2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件において、裁判所は以下のように述べている。

間違いなく特許法第48条では特許権者の権利が与えられており、これには特許権者の同意を得ていない第三者が、製造、使用、販売の申出、販売、又はインドで販売する目的で輸入をすることを阻止する排他的権利が含まれている。したがって、特許権者は差止命令を受ける権利を有しているが、その権利は絶対的なものでも義務的なものでもない。この権利は、特許法のより大きな枠組みの中で読む必要がある。特許法第108条においても、侵害訴訟における救済措置を規定しており、裁判所は侵害訴訟において、差止命令(原告の選択により裁判所が適切と考える条件があればそれに従う)¹⁸²⁾を出すことができると明確に規定している。

180) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. ZTE Corporation & Ors., FAO (OS) 369/2014 (Delhi High Court, 13/08/2014) para. 12.

181) 暫定実施料提供命令を発令した場合であっても、被疑侵害行為は中止されず継続することから、「中止は保証されない」という上記の裁判所の定説にも矛盾していない。

182) 特許法第108条の規定では、「原告の選択により」との節は、損害賠償又は不当利得に係る。

(中略)

前述の2つの条項を併せ読むと、特許権者は差止命令を受ける一応の権利を有しているが、差止命令は必ずしも当然のこととして認められるものではないことが明らかである。差止命令は、当事者が金銭的に十分な補償を受けられる場合や、裁判所が他の特定の指示を発令することで原告の利益 (interest) を十分に保護できる場合には、拒否することができる¹⁸³⁾。(下線は筆者による)

したがって、本命令によって、裁判所が特許権侵害訴訟において侵害差止命令を発令しないケースとして、裁判所が他の特定の指示を発令することで原告の利益を十分に保護できる場合が含まれることが明らかにされた。暫定実施料提供命令は上記の「他の特定の指示」に該当するところ、その発令の基準は、暫定実施料提供命令により「原告の利益を十分に保護できる」か否かにあることとなる。

3. 2 非 SEP 事件によって明らかとなった付加的要件

それでは、「原告の利益を十分に保護できるか」という基準は、具体的にはどのような要件を満たす必要があるのか。このことは、非 SEP 事件において初めて暫定実施料提供命令が発令された、2-6) CCA 対 ACE TECHNOLOGIES 事件によって明らかにされた。そこで、その内容についてみると、これらは、両当事者が示す相手方当事者の行為に対する姿勢に関するものと、暫定的救済の内容に関するものに大別できる。

(ア) 両当事者が示す相手方当事者の行為に対する姿勢に関する要件

本件について、デリー高裁（第一審）は以下の通り述べている。

原告が本件特許を（第三者に）実施許諾しており、本件特許が SEP でないという事実には照らすと、侵害が立証されれば、原告は差止請求権を有する。

183) Vringo Infrastructure Inc. & Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. & Ors., (2014) 60 PTC 437 para. 37.

ただし、原告が当該特許を実施許諾する意思があり、被告が単に先延ばしにしていた場合には、被告には条件が課されうる¹⁸⁴⁾。

すなわち、以下の2つが暫定実施料提供命令を発令するための要件として挙げられる。

3-A) 被疑侵害者による被疑侵害行為に対する特許権者（原告）の姿勢として、特許権者が当該係争特許を実施許諾する意思があること、及び、3-B) 特許権者からの実施契約締結の申出に対する被疑侵害者（被告）の姿勢として、被疑侵害者が実施契約を単に先延ばしにしていること。

(イ) 暫定的救済の内容に関する要件

次に、暫定的救済に関する要件として、デリー高裁（第一審）は以下の通り述べた。

製造販売元である被告番号1はインドに資産が全く無いと主張しており、被告が原告の特許を明らかに侵害している上記の議論を考慮すると、被告はインドでのアンテナの販売を継続するために、裁判所にいくらかの金額を預ける義務がある¹⁸⁵⁾。(下線は筆者による)

その上で、被告に対して、提訴前後の販売額に実施料率として10% を乗じた合計5.45 億ルピーの銀行保証が命じられ¹⁸⁶⁾、最高裁がこれを是認している¹⁸⁷⁾。

184) Communication Components Antenna Inc. v. Ace Technologies Corp. & Ors., (2019) 79 PTC 270 para. 77. 第一文に関し、本件に差止請求権を認めるにあたり、2-C) ア) で言及したインドでの特許の使用という要件を、第三者への実施許諾により満足している旨、2-A) エ) で言及した SEP 事件で付加的に求められる、被告が unwilling licensee であること、という要件を、本件では検討する必要がない旨について確認したものと解される。

185) Communication Components Antenna Inc. v. Ace Technologies Corp. & Ors., (2019) 79 PTC 270 para. 80.

186) *Id.* para. 81.

187) Communication Components Antenna Inc. v. Ace Technologies Corp. & Ors., SLP (C) 21938/2019 (Supreme Court, 20/09/2019).

このことから、被告に暫定的に提供を求める金額は実施料、すなわち侵害が認められた際の填補損害賠償の額に概ね相当する¹⁸⁸⁾。

また、インド司法は、暫定実施料提供命令の発令に際して、損害賠償命令が確定したときの執行を確実にすることを念頭に入れている。すなわち、デリー高裁（第一審）は、暫定実施料提供を義務付ける理由として、被告が「インドに資産が全くないこと」を挙げ、最高裁は、上記のデリー高裁（第一審）が下した判断を肯定した理由として、「被告が通常はインド裁判所の管轄権が及ばない韓国企業であること」を挙げた。

このことから、暫定的救済に関する要件は、「インド裁判所によって填補損害賠償の執行可能性を確保できる」と結論付けることができる。ただし、本件は帰納的に導き出されたものに過ぎず、今後の判決による定率化が期待される。

3. 3 付加的要件の妥当性

以下では、上記の各要件が、「原告の利益を十分に保護できる」という基準に整合的であるか、及び、SEP 事件でも妥当する要件であるかを確認する。

3-A) 特許権者の実施許諾する意思

(ア) 基準との整合性

裁判所が暫定実施料提供命令を認容するために、特許権者に対して実施許諾の意思があることを要求することは、「原告の利益を十分に保護できる」ことに繋がるのか。特許権の活用戦略は、他社の実施を排除し、自社のみで実施を独占するという一択ではない。それ以外にも、実施許諾を与えることでその技術を普及させ、市場と実施料収入の拡大を図るというものがある。このような場合、暫定的とはいえ、侵害差止を命じることは、特許権者が本来的に望む結果、すなわち「特許権者の利益」とは相反する。したがって、実施許諾する意思がある者を暫

188) 2-2) ERICSSON 対 XIAOMI 事件において、裁判所は、一般に特許権侵害の損害賠償の尺度が、特許権者が実施権を付与する場合に実施料として得られたであろう収入の損失である旨判示している。Xiaomi Technology & Anr. v. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) & Anr., (2015) 61 PTC 282 para. 12.

定実施料提供命令発令の対象に含めることは、特許権者である「原告の利益を十分に保護する」という発令の基準に沿っている。

それでは、本要件を課さなかった場合どうなるか。その場合には特許権者が「実施許諾する意思」を有しない場合にも、暫定実施料提供命令が発令されることとなる。暫定実施料提供命令は、暫定的とはいえ、被疑侵害者が対価を支払うことで実施を許容されるという法的効果を有する。これは、一見すると強制実施権の効果と類似する。なぜなら、強制実施権も同様に、特許権者から実施許諾を得ていない者が、公権力により対価を支払うことで実施権を得るからである。ただし、強制実施権の場合、特許権者の実施許諾する意思とは無関係、むしろその意思に反して裁定される。したがって、暫定実施料提供命令において、仮に「原告の実施許諾する意思」を要件としない場合、強制実施権に類似の命令が発令されることになる。これは、原告の意思に反しており、当然のことながら、原告の利益を保護することとは相いれない。したがって、特許権者の実施許諾の意思を暫定実施料提供命令の要件としたことは、その対象を強制実施権と区別し、同命令を「原告の利益を十分に保護する」という基準に沿うものとしており、妥当であると言える。

(イ) SEP 事件の要件充足性

第I章でも述べた通り、SEP保有者は本来的にはSEPの広範な利用による標準の普及とそれによる実施料収入の増大を望んでいる。暫定実施料提供命令が発令されたSEP事件では、特許権者はFRAND条件での実施許諾する意思を有することを示すFRAND宣言をしており、本要件を満たすことは客観的に明らかである。

3-B) 被疑侵害者が実施契約を単に先延ばしにしている

(ア) 基準との整合性

被疑侵害者が「実施契約を単に先延ばしにしている」というためには、被疑侵害者には実施契約を結ぶ一定程度の意思があり、被告と原告の間の契約交渉が継続中であることが必要であろう。そうすると、暫定実施料提供命令の発令は、特

許権者に実施許諾する意思があることが前提なので、このような場合に被告の事業継続を認めることは、技術の普及とそれによる実施料収入の増大という原告の利益にかなうと言える。

また、被告が単に先延ばしをしている以外の状況としては、被告に契約する意思がない、契約交渉が決裂しているなどがあり得る¹⁸⁹⁾。そして、それらの場合は、仮差止命令を発令することが原告の利益にかなう。

してみると、暫定実施料提供命令の発令に際し、被疑侵害者が実施契約を単に先延ばしにしていることを掲げ、その他の場合を排除したことは、「原告の利益を十分に保護する」という発令の基準に沿っていると言える。

(イ) SEP 事件の要件充足性

2-A) iv) で述べた通り、暫定実施料提供命令が発令された SEP 事件では、被疑侵害者は unwilling licensee (FRAND 契約する意思のない者) である。このことに鑑みると、SEP 事件では、被疑侵害者には契約する意思がないため、実施契約を先延ばしにしておらず、この要件を満足しないように見える。そこで、ここでは SEP 事件の本要件の充足性について、詳細に検討する。

ここで着目すべきは、インドにおける unwilling licensee の交渉態度は、「全く契約の意思がない (unwilling)」場合に加え、「消極的な意思しかなく、実行に移すのが遅い (reluctant)」場合を含む¹⁹⁰⁾ことである。

そして、「係争特許の技術を使い、裁判所が定めた実施料を支払うことに関心を有しない (not interested) 者」¹⁹¹⁾、「FRAND 契約の履行のための措置を何ら講じておらず、関心を示していない (not … shown any interest) 者」¹⁹²⁾には、

189) 原告が先延ばしにしていることもあり得るが、本要件は被告の姿勢を問うものであり、検討の対象外。なお、原告理由の場合、2-C) 利益の比較衡量を満たさず、仮差止の対象となり得ないとも考えられる。

190) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 para. 109.

191) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Intex Technologies (INDIA) Limited, (2015) 62 PTC 90 para. 162.

192) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. M/s Best IT World (INDIA) Private Limited (iBall), 2015 SCC OnLine Del 11684 para. 28.

侵害仮差止命令が発令される。

一方、契約履行や実施料支払いへの関心がないとまでは認められない場合には、様々な遅延戦術をとるなど誠実に交渉していない被告¹⁹³⁾に対しても、暫定実施料提供命令が発令されている。したがって、これら者に一定程度の意思を認め、「実施契約を単に先延ばしにしている者」として、暫定実施料提供命令を発令していると言える。してみると、SEP事件においても、unwilling licenseeのうち、本要件を満足する者に対してこの命令が発令されている。

(ウ) willing licensee からの暫定支払い

SEPについて議論する場合、willing licensee への対処についても検討が必要である。ここまで検討したインドの判例からすると、willing licensee に対しては、侵害仮差止命令や暫定実施料提供命令は発令されない。このことにより、特許権者に不利益は生じないのであろうか。仮に誠実な交渉態度を見せただけで、暫定実施料の提供を免れるとすると、willing licensee は実施料支払い開始まで大きな時間的猶予を得ることになる。これは、裏を返せば、研究開発投資の回収の遅れ¹⁹⁴⁾という特許権者の不利益となる。このように考えると、willing licensee と認められるためには、遅くとも仮差止命令が発令される前までに、特許権者に対して自発的に適切な担保を提供するなど、具体的な行動が求められるであろう¹⁹⁵⁾。ただし、この点については、今後の判例の蓄積が必要である。

193) 例えば、2-4) ERICSSON 対 LAVA 事件。

194) Chopra et al, *supra* note 83, at 52.

195) 欧州では、HUAWEI 対 ZTE 事件において、被疑侵害者は、カウンターオファーが特許権者に拒否された時点から、特許権者に対して適切な担保を提供することが求められている。See Huawei Technologies Co. Ltd. v. ZTE Corp. and ZTE Deutschland GmbH, 2015 C.M.L.R. 14 para 67. したがって、欧州では、willing licensee として侵害差止を免れる者はそれ以前に適切な担保を提供していた者となる。また、インドの SEP 訴訟においても、HUAWEI 対 ZTE 事件で示された行動指針に基づく主張がなされている事例がある。See Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. M/s Best IT World (INDIA) Private Limited (iBall), 2015 SCC OnLine Del 11684.

3-C) インド裁判所によって填補損害賠償の執行可能性を確保できる

(ア) 基準との整合性

被告に暫定的に提供を求める金額は実施料、すなわち侵害が認められた際の填補損害賠償の額に概ね相当する¹⁹⁶⁾。ここでは、懲罰的損害賠償¹⁹⁷⁾に相当する額は、その対象に含まれていない。一般に、懲罰的損害賠償の目的は、加害者に対する懲罰及び一般的抑止効果である¹⁹⁸⁾。この懲罰的損害賠償の目的に鑑みると、被告に提供を求める暫定実施料の対象として、懲罰的損害賠償に相当する部分を除外しても、「原告の利益」は損なわれず、填補損害賠償相当分を対象とすることで、「原告の利益は十分に保護」されていると言える。

また、原告の利益を十分に保護するという観点に照らすと、インド裁判所によって執行できる態様を確保することは不可欠である。

してみると、本要件も「原告の利益を十分に保護する」という発令の基準に沿っていると言える。

(イ) SEP 事件の要件充足性

暫定実施料提供命令が発令された SEP 事件では、原告と他社との間の契約などを参考に実施料率が定められており、本要件を満たしている。

4 代替的救済手段としての意義

ここでは、インドの暫定実施料提供命令の代替的救済手段としての意義を、侵害仮差止及び Nikolic 提案との比較、インド知財全般に対する評価という観点から述べたい。

196) ただし、ERICSSON 対 INTEX 事件で被告に提供が求められたのは、「訴訟提起日以降の実施分」のみであり、損害賠償を請求する全期間の暫定実施料の提供を必ずしも求めている場合があることには留意が必要。

197) 1-1) PHILIPS 対 BHAGIRATHI 事件では、終局判決において 50 万ルピーの懲罰的損害賠償が認められている。Koninklijke Philips Electronics N.V. v. Rajesh Bansal & Koninklijke Philips Electronics N.V. v. Bhagirathi Electronics & Ors., (2018) 75 PTC 621 para. 13.10.

198) 田中編代・前掲注 27) 685 頁。

4. 1 侵害仮差止命令との峻別

暫定実施料提供命令は、侵害行為を暫定的に禁止する侵害仮差止命令との比較では一段低い救済である。したがって、その発令要件には差異を有して然るべきである。

まず、仮差止の一種として発令される場合について検討する。この場合、仮差止に求める普遍的要件については、侵害仮差止命令に求める要件よりも、認容されやすい要件とするべきであろう。実際、法廷に挑む際に遅延があったか否かという争点において、原告側が被疑侵害者の侵害行為を長期間放置していた場合、侵害仮差止命令の判断では、原告不利に働く。しかし、この場合であっても、暫定実施料提供命令は発令された事例があった¹⁹⁹⁾。

次に、侵害仮差止命令に付される条件として発令される場合について検討する。この場合、侵害仮差止が認容されているのであるから、その要件を充足していることになる。してみると、侵害仮差止を認容できる状況下にもかかわらず、代替的救済手段である暫定実施料提供命令を発令することの合理性が必要である。そして、その回答が、付加的要件を充足しているか否かにある。特に特許権者の実施許諾する意思是、暫定実施料提供命令を強制実施権と切り分ける意味でも不可欠な要件である。

また、暫定実施料提供命令が発令されるか否かには、被告の意思も大きく関わった。とりわけSEP事件では、「全く契約の意思がない者」に対しては侵害仮差止命令が発令され、契約の意思を一定程度有する者には、暫定実施料提供命令が発令された。

以上からして、侵害仮差止命令との差別化は適切に行われていると言える。現状は、限られた事例、争点に基づくものであるが、今後事例の蓄積により両者の要件の異同は一層明らかになろう。

4. 2 Nikolic 提案との異同

Nikolic の提案した暫定支払い命令は、SEPを対象とし、訴訟開始時に裁判所

199) 例えば、2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件。

が被疑侵害者にSEPポートフォリオ全体を対象とした中間金の支払いを命じることであった。これにより、被疑侵害者のホールドアウト戦略のコストを高めると同時に特許権者の利益が確保され差止命令の必要がなくなるとの利点を挙げた。

以下、インドでの暫定実施料提供命令との比較を行う。

第1に、救済対象となる特許権の種別について検討する。インドでの暫定実施料提供命令は、SEP侵害訴訟を端緒にしたものであったが、現在では、SEP以外の一般の特許権侵害訴訟をも射程にしている。特定の場合には、SEP以外にも本救済が両当事者の利益となること、デリー高裁では、暫定実施料提供命令を課すための付加的要件が適切に設定されていることは既に検証したとおりである。

第2に、中間金の支払い対象について検討する。Nikolicは、中間金の支払い対象をSEPポートフォリオ全体とする理由を、通常はグローバルSEPポートフォリオに基づいて実施契約が締結されるため、一部のSEPのみに実施料を設定しても、紛争を終結させることができないためとしていた²⁰⁰⁾。インドの暫定実施料提供命令では、暫定実施料算定の対象は係争特許であったがデリー高裁でこれまでに同命令が発令された14件のうち過半数の8件で和解に至っている²⁰¹⁾。中間支払いの対象をSEPポートフォリオ全体とする必要があるかについては、インドの事例を考慮に入れた精査が必要であろう。

第3に、中間金の支払い時期を訴訟開始時にすることについて検討する。インドにおいても当初は迅速に暫定実施料提供命令が発令されていたものの、第3期に入り、秘密保持クラブの設立等が争点となり、暫定実施料を決定する手続きに長期間を要することとなった。これは、「可能な限り適時に行わなければ、本案のミニトライアルかのようになり、この救済を無意味にしてしまう」、というNikolicが警鐘を鳴らした事態²⁰²⁾に陥っており、むしろ徒に訴訟手続きを増やすことでホールドアップを助長させしていると言える。

200) Nikolic, *supra* note 9, at 11.

201) 具体的には、1-2) ERICSSON 対 MICROMAX 事件、1-4) VRINGO 対 ZTE (携帯端末) 事件、2-1) VRINGO 対 ZTE (携帯基地局) 事件、2-2) ERICSSON 対 XIAOMI 事件、2-5) その他の事件で紹介した DOLBY を原告とする3件、3-4) PHILIPS 対 XIAOMI 事件。

202) *Id.* at 10.

最後に、本命令の効果について、Nikolic は、特許権者に対して利益の早期回収、被疑侵害者に対して侵害仮差止の回避を挙げている。インド司法はこれに加えて、被疑侵害者が関連市場で得ている不当な優位性の解消、関連市場の混乱の回避²⁰³⁾、すなわち、他の実施者に対する公平な競争環境の早期形成という効果も認識している点、付言したい。

4. 3 プロパテントとアンチパテントの狭間で

第Ⅲ章の最後に、暫定実施料提供命令がインドの特許権侵害訴訟全般に与えた影響について考察したい。

本命令は、SEP 侵害訴訟において SEP 権者の差止請求が世界中で制限される中で、SEP 権者の利益を保護する観点から代替手段を提供した点において革新的²⁰⁴⁾であった。インドは、医薬品アクセス問題という特殊な国内事情を抱えており、医薬品特許の侵害訴訟に際し、公共の利益という観点を加えて差止を制限する²⁰⁵⁾など、アンチパテントと評されてきた。Nikolic の提案にもみられるように、本命令が紛争解決手段のモデルケースの一つに挙げられたことは、特許権者の本来守られるべき利益を正当に保護するというインド司法の公平性を国内外に示した好例であったと言える。

一方、この裏返しとして、アンチパテント側の立場から本命令に批判や疑問の声が寄せられた²⁰⁶⁾。それでは、本命令は、先進国企業の特許権者が権利を振り

203) Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) v. Lava International Ltd., (2016) 67 PTC 596 paras. 109-111.

204) Chien らは、SEP 侵害訴訟において暫定実施料提供を求めることを「ミドルパス」アプローチと称し、インドのイノベーション政策を革新的と評した。Colleen V. Chien & Jorge L. Contreras “*Made in India*” *Innovation Policy*, SPICYIP (Sep. 19, 2016), <https://spicyip.com/2016/09/made-in-india-innovation-policy.html> (last visited Jul. 11, 2022).

205) F. Hoffmann-La Roche Ltd. & Anr. v. Cipla Limited, 148 DLT 598 (Del. High Ct. 2008).

206) 例えば、Reddy は、デリー高裁は侵害仮差止の脅しの下、法的権限なく、暫定実施料提供命令を発令したと断じた。Prashant Reddy, *Indian Mobile Manufacturers Dragged over the Coals by Ericsson and the Delhi High Court with Little Regard for Procedural Fairness*, SPICYIP (Oct. 15, 2017), <https://spicyip.com/2017/10/indian-mobile-manufacturers-dragged-over-the-coals-by-ericsson-and-the-delhi-high-court-with-little-regard-for-procedural-fairness.html> (last visited Jul. 11, 2022).

かざし、実施者たるインド地場企業の事業を妨害するという、古典的な南北問題的視点で語られるべきなのか。既に述べてきたとおり、本命令は、本来は侵害仮差止により事業停止が命じられる場合であっても事業継続を許容したものである。当時のインドの大手携帯電話メーカーには特許実施料の支払い実績がなく²⁰⁷⁾、仮に本命令が認められなかった場合、インドの携帯電話製造産業は壊滅的な打撃を受けていたであろう。してみると、本命令は、現行の法的枠組みに則しつつ、地場産業保護のために見出された手段との評価もできるのである。

そして、いまや本命令は医薬品特許にまで拡大されようとしている。デリー高裁の判例は他の高裁では参照的意義を有するのみであり、マドラス高裁のこの事例の判決からは、原告に実施許諾する意思は読み取れない。現在進行中の最高裁の審理が注目される。

また、本命令は、特許権者の利益を十分に保護するという基準に基づいていることから、基本的にはプロパテント的な判断がなされている。例えば、最高裁は、銀行が返済を保証しており、損害賠償命令確定時に回収がより確実な銀行保証は認めたが、単に保証人が返済義務を負っているに過ぎない企業保証は採用しなかった²⁰⁸⁾。

その一方で、侵害疑義物品の部品に関し、特許権者と部品メーカーとの間で実施許諾がなされていた場合に、一方的差止命令の申請時にこれを裁判所に開示する必要があると判断したことは、本命令に留まらず、特許権侵害訴訟全般において一方的差止命令の利用可能性を減退させる判断であった。

また、訴訟提起前の当事者間の交渉に関し、商標に比し特許の場合に権利者に手厚い保護を与える理由を裁判所は縷々述べた。これは一見すると、プロパテント側に立っているとも言える。しかし、警告状送付や事前交渉は、被疑侵害者側に利害関係通告をはじめとする対策をとる機会を与えるものである。してみると、

207) Chopra らは、インド企業省に提出された年次報告書に基づき、2011 年度から 2014 年度までの間、インドの大手携帯電話メーカー 7 社のうち、MICROMAX が実施料の引当金を計上した以外、ロイヤルティの支払いを行っていないとしている。Chopra et al., *supra* note 83, at 62.

208) Communication Components Antenna Inc. v. Ace Technologies Corp. & Ors., SLP (C) 21938/2019 (Supreme Court, 20/09/2019).

本判断により特許権者に訴訟提起前の対応を促すことで、模倣品とは異なり、特許権侵害が争われる程度の一定の高い技術力を有するインド企業を保護したいとのインド司法の意図も透けて見えるのである。

IV むすびにかえて

以上、インドでの特許権侵害訴訟における暫定実施料提供命令について、同命令発令の歴史を振り返るとともに、その発令要件について検討を行った。

第Ⅱ章では、種々の個別事件を紹介し、暫定実施料提供命令は、2009年に開始されたSEP紛争を中心に主にデリー高裁において確立、発展してきたこと、この期間は、第1期（当事者合意期）、第2期（裁判所裁定期）、第3期（停滞期）と3期に大別できること、この間に救済内容や発令要件が徐々に明らかになり、これら判示に基づく当事者の訴訟戦術の変化が、各期を分ける要因となったことを示した。

次に、第Ⅲ章では、暫定実施料提供命令に係る制定法の規定及び衡平法上の救済に係る要件について検討を行った。検討の結果、仮差止に求められる3要件（一応有利な事件・回復不能な損害・利益の比較衡量）を満たした上で、所定の付加的要件（特許権者の実施許諾する意思・被疑侵害者が実施契約を単に先延ばしにしている・インド裁判所によって填補損害賠償の執行可能性を確保できる）に該当する場合に、仮差止命令の一種、又は侵害仮差止命令に付される条件として、暫定実施料提供命令が発令されうことを示した。

ただし、本稿では、十分に検討を行えなかった点多々存在する。例えば、本稿では、発令要件に着目して分析を行ったが、実施料算定の方法など、その救済内容についてはほとんど扱えていない。インドにおいて実施料算定のために重要な証拠収集の手続きとなる秘密保持クラブについて、その構成や具体的手続きを詳細に検討する必要がある。また、国際的な観点からの比較について、第Ⅰ章や第Ⅲ章で簡単に触れたが、その異同を詳細に検討するには至らなかった。検討に当たっては、インドの複数の事業者がSEP保有者の競争法違反をインド競争委員会（CCI）に訴えた事例や、他の法域でも議論となっている、訴訟差止命令、

反訴訟差止命令を含めた議論が必要であろう。これらの点について、詳細な分析を重ねることで、暫定実施料提供命令、ひいては特許権侵害訴訟に関連する暫定救済の全体像がより鮮明に明らかになっていくであろう。

いずれにしろ、暫定実施料のような形で保証金を提供することで被疑侵害行為の継続を認めるという救済は、国際的にその対象を広げている状況にある。例えば、欧州では、2004年に成立した知的財産権の行使に関する理事会指令²⁰⁹⁾第9条に同旨の救済が規定されている。これは、欧州各国による国内法担保が必要であったが、同旨の救済は、欧州統一特許裁判所協定²¹⁰⁾第62条にも規定され、欧州統一特許裁判所が開始された後には、欧州特許に関する限り、欧州において本救済を受けることが可能となる。経済連携協定により、欧州域外の国々でも本救済を採用しうる状況にあることは既に述べた通りである。

してみると、本命令は今後、知的財産権の救済の一つとして、世界各国で採用される可能性があり、多数の事例を蓄積して判例法理を確立、発展させ、なお発展途上にあるインドについて、今後も注目して分析をしていく必要があろう。

209) Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights (OJ L 157, 30.4.2004, pp.45-86)

210) Agreement on a Unified Patent Court, 2013 O.J. (C 175) 1.